

(参考資料1)

構造改革特区の第3次提案における特区構想概要

1. 地方公共団体等

| 都道府県名 | 提案主体 | 特区計画の名称 | 特区計画の範囲 | 提案概要 | |
|------------|------|----------|----------------------|----------------------------------|--|
| 教育分野[30構想] | | | | | |
| 1 | 埼玉県 | 越谷市教育委員会 | 学校施設耐震化促進特区 | 越谷市の全域 | 学校施設の耐震化事業を進めるには、その事業費の大きさから整備完了までに多くの年月が必要となってしまう。そこで、短期間のうちに、集中的に多くの市費を投入し耐震化を進めるため、一定の期間(7～8年)を設定し、事業費に対して国庫補助交付額を理論計算の上、その額を市が公募債によりまかない、残りを通常の義務教育債として借り入れ、公募債にかかわる部分を翌年度以降国庫補助として市に交付していただくことにより、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の耐震化を促進するものである。 |
| 2 | 埼玉県 | 越谷市教育委員会 | 地域の大学による公立小学校運営特区 | 越谷市の全域 | 本市には、教育と保健福祉を専門とする大学が2つあり、これは、全国的に見ても他の地域にはない大きな卓越した特徴である。そこで、一つの試みとして地域の大学を活用し、地元の学校の運営を委託する考えである。具体的には、市立小学校の運営を本市に立地する大学に委託し、教員の配置基準に対応した教員等の給与である国費・県費を市に交付していただき、一定の運営費を上乗せし、市から大学に対し学校運営を委託するものである。また、この学校の学区は自由化し、市内全域から児童の受け入れをするものである。 |
| 3 | 埼玉県 | 川口市 | 少人数加配教員の任用特区 | 川口市 | 学校の裁量権を拡大し確かな学力を育成するために、学級数に応じた教職員定数についてはこれまでどおり県教育委員会の権限とした上で、少人数指導のために加配される教員について、直接学校を指導する立場にある市教育委員会が任用と配置を一体的に行うものである。各学校の実態や計画に応じた教員配置をおこなうことで、学校の自主性・自律性が発揮され、学校教育の水準を向上させることが期待できる。また、教員免許状を有する地域の人材を活用することで、地域に根ざした学校づくりや地域雇用の創出にもつながると考える。 |
| 4 | 千葉県 | 野田市 | NPO法人による定時制高校運営特区 | 野田市 | 千葉県の県立高等学校再編計画により、野田高校定時制の平成20年度廃止が決定されたが、野田高校定時制は、学力的な問題や不登校等の問題で他の高校に進学できない生徒などの受け口となっており、高校進学先としてのニーズは極めて高い。このような地域的ニーズを踏まえて、野田高校定時制を存続する必要がある。その解決策として、学校法人に近い学校経営の適正性(継続性・安定性)を備えることを担保したうえで、NPO法人による当該定時制高校の運営を行う。 |
| 5 | 東京都 | 港区 | 豊かな明日の子どもたちを育む教育特区 | 港区の全域 | 多くの大使館や外資系企業が存在し、外国人人口も多い地域特性を生かし、学習指導要領の適用除外や学校運営の公設民営方式、公立義務教育学校の授業料徴収等の規制の特例を導入し、義務教育段階から主要教科の授業を英語で行うことなどにより、世界で活躍する国際人の育成を図る。 |
| 6 | 東京都 | 杉並区 | 教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設 | 杉並区(小中一貫校・全寮制学校とも、杉並区全体を学区とする予定) | 新しいタイプの学校(地方独立行政法人の管理・運営する「小中一貫校」、「全寮制学校」)を創設する。理事会の設置や寄付金の提供により、地域住民の要望・意向を反映した学校運営を行い、地域に根ざし連携した教育活動を一層進展させる。杉並区が任用し、派遣するいわゆる県費負担教職員と、独立行政法人の任用する教職員による少人数教育を行う。小中一貫校では「学習リテラシー教育」を柱とした「学び上手な子ども」の育成、全寮制学校では「自然体験重視の学習リテラシー教育」を柱とした全人格教育を実現する。 |
| 7 | 東京都 | 千代田区 | 中等教育学校特区 | 千代田区立中等教育学校 | 平成18年4月開校予定の千代田区立中等教育学校においては、区の特徴を十分反映させ、従来の公立学校の殻を打ち破った、千代田区ならではの斬新な学校運営や教育内容を目指す。また、官公庁、大学・専門学校、企業、在外公館等、地域の教育資産を活用したキャリア教育の徹底、海外留学の積極的支援による国際理解教育の充実、コミュニケーション能力の育成等特色あふれる教育を念頭に、広く社会に貢献する高い志と使命感を抱き、豊かな人間性と創造性をそなえ、国際社会で活躍できる人間を育成する。 |

| | | | | | |
|----|-----|----------------------------------|---------------------------------|--------|--|
| 8 | 東京都 | 千代田区 | 株式会社大学特区のための申請特例特区 | 千代田区全域 | 「大学の設置等の認可の申請手続き等に関する規則」(文部科学省令)における設置認可申請期限の規制緩和により、株式会社に よる大学・専門職大学院設置を平成16年4月に可能とする。 |
| 9 | 東京都 | 板橋区 | 区立小中学校選択制特区 | 東京都板橋区 | 多くの保護者は入学する小中学校を決める時に、たとえ期限まで待っても意向が尊重されたい、また、入学する学校で就学時健康診断を受けたいという希望をもっています。しかし、現状では、就学通知の期限(1月末)や健康診断の実施期限(11月末)が政令で決まっ ていて、保護者の意向に沿う実施は難しい状況です。板橋区では、特区制度を活用して全区立小中学校に学校選択制を導入し、希望する保護者には就学する学校の指定を2月末まで延ばすこと や、また入学する学校で健康診断が受けられることを制度化していきたいと考えています。 |
| 10 | 東京都 | 板橋区 | 区立幼稚園特区 | 東京都板橋区 | 現在、幼いために学校生活になじめなかったり、学校のルールが理解出来な かったりするため、授業中に立ち歩いたり、騒いだりする新1年生プロブレ ム現象が、区内小学校の半数以上で見受けられる。また、LD、ADHD等の 障害を有している児童も各クラスで、問題行動を起こしている。そこで 小学校で、小学校教諭が、係わることにより、幼児に事前に小学校生活 を体験させ、また、障害のある子の指導・相談などを行うことにより、 スムーズな移行を図る。 |
| 11 | 東京都 | 練馬区 | コミュニティビジネスモデルによる学校施設の有効活用 | 練馬区内 | 放課後・学校休業日のみ、なおかつ、余裕教室など校舎の一部のみにつ いて、地方自治法第244条の2の管理委託および、施設使用料の受託団 体収入化を可能とする。学校施設を最大限に活用するために、補助事業 等により取得した財産の処分制限期間にかかわらず、管理受託団体によ る収益事業の実施を可能とする。 |
| 12 | 新潟県 | 学校法人大彦学園 開志学園 高等学校、 新潟市 | 高等学校通信制課程における完全在宅(eラーニング)コースの展開 | 新潟市 | 高等学校通信制課程において、面接指導・特別活動について従来の テレビ・ラジオ放送に加えその他メディアが新たに認められたが、10分 の8以内という制限は変化が無い。そこで今回の提案は、10分の8は テレビ・ラジオ視聴その他メディアを利用することにより、10分の2は 本校作成の視聴覚教材を含む多様なメディアを活用するものである。ま た、添削指導及び試験についてもネット上での実施を構想する。これ により、学ぶ意欲を持ちながら何らかの理由で登校が困難な生徒にと って、100%在宅で単位修得と高校卒業が可能となる。 |
| 13 | 長野県 | 長野県 | 新しい学校経営主体経営支援特区 | 長野県内全域 | NPO法人立学校の要件である不登校児童等のための教育という条件 をはずすとともに、株式会社立学校・NPO法人立学校を私学助成金の 対象とする。また、地方自治体が学校教育施設(廃校)を株式会社立 学校、NPO法人立学校に貸与した場合、及び、社会教育施設を学校 法人、株式会社立学校、NPO法人立学校に貸与した場合に補助金の返 還を要しないこととする。 |
| 14 | 長野県 | 長野県 | 新しい公設民営スクール実現特区 | 長野県内全域 | 民間の持つ教育ノウハウを公立学校の学校運営の中に生かすこと により、特色ある公立学校の学校づくりや学校経営の効率化が可能 となる。その一つの方法として、公立小中高等学校の運営を株式会 社、NPO法人、学校法人等へ運営委託できるようにする(学校の管理 責任は学校設置者である地方自治体がい、学校運営を適正な委託契 約により民間に任せ)。) |
| 15 | 長野県 | 長野県 | 市町村費負担教職員任用多様化特区 | 長野県内全域 | 市町村費負担教職員任用制度の特区認定を受けた市町村が望む場合 には、市町村が独自に教員を採用・任用する方法に加え、都道府県の 単独予算で雇用する県費負担教職員を、市町村費負担教職員として 配置するとともに、その給与負担は、市町村費負担教職員任用制度 の趣旨に則り、市町村が給与負担することができる特区を実現す る。 |

| | | | | | |
|----|------|------|-------------------------------|----------------------|---|
| 16 | 岐阜県 | 多治見市 | 住民参加型の教育特区 | 公立小中学校の一部 | 住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする。このため、市長及び教育委員会の権限の一部を住民参画による「学校運営委員会」に付与し、より特色のある学校づくりと市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。 |
| 17 | 京都府 | 京都府 | 全日課程生徒のための通信制スタイル教育特区 | 京都府全域(全京都府立高等学校全日課程) | 全日課程の該当生徒に「高等学校学習指導要領 第8款 通信制課程における教育課程の特例」を適用する。通信制課程における教育課程の特例を全日制に導入することにより、勉学の意欲がありながら心因性等の理由により不登校となった生徒の教育の機会均等を保障する。 |
| 18 | 大阪府 | 大阪市 | 新産業創造特区 | 大阪市域 | 大学機能の呼び戻しなどを通じた経済の活性化が喫緊の課題である中、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、本年10月から、株式会社による大学等が設置できる構造改革特区の申請が可能となるが、現行の「大学の設置等の認可の申請手続に関する規則」では、本年10月に構造改革特区の申請をしても、来年度の開設はできないこととなるため、10月31日まで設置申請を認める。併せて、来年度以降も大学及び専門職大学院が時代のニーズに的確に適合したメニューを提供できるよう、大学等の設置の申請期限を延長する。 |
| 19 | 岡山県 | 岡山県 | 特別支援教育人材有効活用特区 | 全県 | 盲・聾・養護学校の教員が、相当する学校種の教員免許状を有していなくても、所属の部以外の指導や、小・中学校等の軽度の障害のある児童生徒の通級指導等が必要な時間、必要な場所で行えるようにすることにより、県全体としての特別支援教育の推進を図る。 |
| 20 | 岡山県 | 岡山県 | おかや마스ペシャリスト育成教育特区 | 岡山県全域 | 高等学校において、生徒が希望する場合、学校外の専門家のもとで長期間にわたる指導を受けることができるよう、学習指導要領に定める必修科目等を、長期間のインターンシップで代替する特例措置を講ずる。もって、生徒の多様な個性・能力の伸長と進路選択幅の拡大、明確な目的意識や高度に専門的な技能を持つ物づくりのスペシャリストを育成する。 |
| 21 | 鹿児島県 | 名瀬市 | 奄美学問・学術特区構想 | 名瀬市全域 | 大規模離島では、特有の文化や固有の生物を抱えながら、それらを学術的に研究する機会に恵まれなかった。また、一定の人口を抱えながら、離島というハンディの下、毎年、多くの若者が高等教育を受けるために島外へ向かっている。このため、構造改革特区により大学設置基準等の要件緩和を求め、来島希望のある大学に対し、小規模サテライトキャンパスを設置することにより、円滑な受け入れが可能となる。 |
| 22 | 北海道 | 稚内市 | 過疎地域における小規模保育所と幼稚園との「幼保一元化特区」 | 北海道稚内市 | この特区では、私立幼稚園の保育所業務参入により、幼保一元化の達成を目指しており、そのため、規制の緩和により現状の幼稚園舎を活用した合同保育の実施による幼保一元化施設を実現させようとするものである。ここでは、過疎地域で3歳以上児のみを対象とした小規模保育所という条件の下、保育室を共有施設とし合同保育を認めること、調理室の必置義務を緩和し、学校給食センターからの給食搬入を認めること。これにより、3歳以上児のみを対象とする小規模保育所への私立幼稚園の参入が促進される。 |
| 23 | 北海道 | 東川町 | 幼保一元化特区 | 東川町 | 幼保一元化を行うために、施設の共用化の指針に基づき、平成14年12月1日に幼稚園と保育所を合築し、幼児センターを開設している。「子どもにわけへだてのない」保育を実施するため、混合保育(混合クラス)を行っていききたいと考えているが、次のような規制により運営面での完全な実施ができない現状にあり、新たな規制緩和により幼保混合保育を目指して幼保一元化を推進していく必要がある。 / 幼稚園教諭、保育所保育士資格にかかる資格の経過的特例措置 / 幼保合築施設における幼稚園長の資格要件などの規制緩和 / 幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化 |

| | | | | | |
|----|------|------|-------------------------|--|--|
| 24 | 東京都 | 港区 | 豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区 | 港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区 | 芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。 |
| 25 | 東京都 | 千代田区 | 子育て特区(幼保一元施設設置) | 千代田区内 | 子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。児童福祉法・学校教育法等の特例の導入により、未来を担う就学前の子ども達に、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられる幼保一元施設を創設する。 |
| 26 | 東京都 | 品川区 | 公立民営幼保一元化特区 | 品川区域内 | 就学前児童の保育教育に関し、首長部局の権限の下に総合的な施策を展開するためには所管組織の一元化を図る必要がある。このためには、教育委員会の職務権限となっている公立幼稚園の管理・運営について首長の権限に移行させる。また、公立幼稚園の運営主体も、行政責任を残しつつ保育所と同様にNPO法人等に委託可能とする。併せて幼保一元化施設においては保育所の入所要件の緩和をはかり、区内全域で幼保一元化事業を推進することにより子育て支援策をより充実させることができる。 |
| 27 | 岐阜県 | 瑞浪市 | (仮称)幼保センター特区 | 瑞浪市内 | 既存の幼稚園施設及び保育所施設について、当該施設を幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づいた施設へ転用し、幼児の合同活動事業及び合同保育事業を行う。 |
| 28 | 静岡県 | 掛川市 | 保育一元・幼保一元特区 | 市内全域 | 本市においては、平成15年4月から幼稚園と保育園を合築した一体化施設「掛川市立乳幼児センターすこやか」を開園している。園には短時間保育の園児(幼稚園児)と長時間保育の園児(保育園児)があり、保育園児の保育は、保育士がローテーションを組んで実施している。当市では、幼稚園・保育園の区別なく就学前教育として一元的に捉えていることから、保育士資格を有する幼稚園教諭についても幼稚園児の保育時間に支障のない範囲でローテーションに加えることができるようにしていただきたい。 |
| 29 | 滋賀県 | 甲良町 | 幼保一元化 | 甲良町全域、甲良町立第1保育園と甲良町立東幼稚園(併設)、甲良町立第2保育園と甲良町立西幼稚園(合築) | 一元化保育を同一敷地内の併設する保育園・幼稚園においても行うことで入園選択の幅が広がり、同年齢の園児が共に保育でき保護者間の連帯も強くなることで、地域全体として保幼の垣根が消えPTA等の活動が活発になります。また保護者の勤務等の変化による園児の幼から保への変更に對する不安が解消でき、さらに年度により入園数が保・幼の片方に多くなっても合同保育を推進することで施設・人員の共用が加速され、保・幼の各免許を持った者が同時に児童の保育に携わるため、より細かな保育が出来るものと考えます。 |
| 30 | 和歌山県 | 和歌山県 | 地方型こども園特区 | 次のいずれかに該当する市町村。 (1)幼稚園が所在せず、認可保育所またはへき地保育所が設置されている市町村 (2)過疎地域に指定されている市町村 (3)過疎地域に指定されていないが、一部の地域で著しく少子化が進行している市町村 | 本県の課題は一部の都市部を除くと、少子化のため保育所の入所児童が減少し施設の存続が困難になっていることにあるが、現在の国の方針は中都市以上を基準に置いているため、この問題は重視されていない。地域児童が健全に成長していくためには、就学前児童に対する社会的涵養の場を確保することが重要である一方、保育所の定員原則の60人が合わない地域が今後ますます増えていくことが予想される。「地方型こども園」は施設の消滅による過疎化の加速を防ぎ、その地域の実状に合った施設をつくることで、地域で子どもを育てていく土壌を育てる社会的効果をねらっている。 |

| 行政改革・生活サービス分野[30構想] | | | | | |
|---------------------|-----|-----|------------------------------------|---------------------------------|--|
| 1 | 埼玉県 | 桶川市 | 住民票等ファックス・インターネットによる申請 自宅郵送サービス | 桶川市に在住している日本人、外国人及び桶川市に本籍がある日本人 | 東京方面に勤務している人が多い当市では、市民のゆとりある生活、限られた時間の有効活用を図るため、本人申請に限り、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、外国人登録記載事項証明書等を24時間FAX、インターネットにより申請を受け付け、手数料等については、市の市民課手数料の専用口座に振り込んでいただき、市で手数料等の振り込みを確認した後に本人の住所地に証明書等を郵送する。 |
| 2 | 埼玉県 | 吉川市 | 地方行革特区 | 吉川市内 | 現状の再任用制度は、その創設目的から、年齢がその者を採用しようとする職に係る定年に達していなければならない、また、任期の末日も年金の満額支給開始年齢に合わせて段階的に引き上げることとされているため、定年前の勤奨退職者を即時に再任用することはもとより、定年退職者についても、平成25年度以降でなければ65歳まで再任用することができない状況にある。財政状況が厳しい中、再任用の年齢枠を撤廃し、職員の人件費を抑制し、公務の能率的な運営を図る。 |
| 3 | 埼玉県 | 志木市 | 地方自治解放特区 | 志木市全域 | 地方分権を確かなものとし、厳しい財政環境や今後の少子高齢社会に対応するため、地方の特性を活かした安価な行政運営の展開に向けて、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に拘束している種々の現行システムから地方を解放する。 |
| 4 | 埼玉県 | 上尾市 | 建築基準法の規程に基づく指定確認検査機関による確認・検査の一元化特区 | 上尾市全域 | 平成11年の改正建築基準法により民間機関による確認・検査業務の実施が可能となり、「指定確認検査機関」による業務を開始してきた。現在、上尾市内の確認・検査件数の約70%までを「指定確認検査機関」が処分するに至っているものの、現状のままでは、今後とも、100%には至らないものと推測される。一方、「特定行政庁」と「指定確認検査機関」との二系統による業務の遂行は窓口の複雑化を招いている。確認・検査業務の「指定確認検査機関」への一元化を実施することにより、民間への更なる開放による民間活力の導入を推進するほか、特定行政庁の業務の簡素化による監査、違反是正等を中心とした業務への移行が図られる。 |
| 5 | 埼玉県 | 上尾市 | 放置自動車の撤去特区 | 上尾市全域 | 路上放置自動車の所有者確認を警察に照会し、自動車を撤去するには、警察による所有者確認後、所有者がわかるものは通知し、所有者不明のものは撤去指示票を自動車に貼り、2週間経過後、撤去処分することになるが、ここまで早く2ヶ月はかかる状況です。 ほとんどが粗大ごみ状態となっている自動車を、早く撤去するため、警察で行っている自動車のナンバープレートの照会等の手続きを各自治体で照会できるよう特例を設けることにより、その後、放置自動車の所有者の確認を警察と協議すれば、もっと早期に撤去処分できると見込まれる。 |
| 6 | 埼玉県 | 蕨市 | 行政連絡員特区 | 蕨市の全域 | 市が発する文書のほか、合併協議会及び市関係団体(社会福祉法人蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人蕨市社会福祉事業団、(社)蕨市シルバー人材センター、(財)蕨市施設管理公社、蕨市土地開発公社など)が発する文書についても行政連絡員制度を活用し、その配布を行おうとするものです。市が発する行政文書と一括して配布をすることで、市民の福祉の向上と地域づくりのための情報の流通の円滑化を図り、市民の地域への関心をより高め、地域を活性化することを目的として行うものです。 |
| 7 | 千葉県 | 市川市 | 電子行政サービス(収納等)創造特区 | 市川市 | 湾岸地域は、極めて質の高い住民サービスを求めている地域である。行政サービスの提供に係わる納税において、住民の支払手段の多様化要請に応えるため納税通知書の電子化により「電子私書箱(マイポータル等)、住民基本台帳カード等公的個人認証利用」を利用した納税手段の実現が可能となる。これによりコンビニ収納、クレジット支払、自宅からの口座振込手続の利便性向上が図れ、いつでも、どこでも、簡単に支払ができる環境が整い、民間企業との支払連携にてワンストップサービスを実現する。 納税通知書の電子化 行政サービス(公金収納等)の民間活用(コンビニ、スーパー等) 民間企業(電気、ガス、水道等)との連携収納 公的個人認証サービスとの連携 |

| | | | | | |
|----|-----|------|------------------------|---|--|
| 8 | 東京都 | 千代田区 | 地方自治規制改革特区 | 千代田区全域 | 財務会計関連規定の条例への委任 教育委員会の設置自由化 自治法上の「住民」概念の拡大(一定の条件により昼間区民まで拡大) 事務の委託規制の緩和(滞納整理の委託化及び悪質な滞納債権を民間事業者に売却、業者登録業務の委託) 自治体独自の任用制度の導入(職員の本人希望による休業制度の導入、職員の育児休業取得期間の制限の廃止) |
| 9 | 岐阜県 | 多治見市 | 郵政官署による市町村事務受託特別区域 | 多治見市内 | 年間に人口の1.3倍もの市民に利用されている地区事務所を市民サービスを低下させることなく(整理統合するために、郵政官署法で取り扱うことのできる事務の範囲を拡大し、市が取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託することで行政機関の合理化を図る。当初は2地区事務所のエリアをモデル地区とする。 |
| 10 | 岐阜県 | 多治見市 | 国有資産等所在市町村交付金の算定率見直し | | 交付金の算定率は、国有資産等所在市町村交付金法第3条第1項の規定により1.4/100と規定されている。これは固定資産税の課税標準税率と同率とされているためである。しかしながら、多くの市町村が条例で都市計画税の課税を定めており、都市計画事業の恩恵を受ける都市計画税の課税区域にある交付金の対象物件に対しては、都市計画税分も含めた算定率とする。 |
| 11 | 静岡県 | 掛川市 | 国際交流振興特区 | 掛川市全域 | 日本で唯一アメリカ本土に農場と森林リゾートを所有し独自の国際交流事業を進めている地域特性を活かし、また当市の一般旅券の発給・交付のマイナス条件を打破するため、都道府県事務に限定されている一般旅券の発給・交付事務を、当市において可能とすることにより、市民サービスの向上と今後の国際交流の進展に寄与するものである。 |
| 12 | 大阪府 | 狭山市 | 収入役必置規制緩和特区 | 大阪狭山市 | 本市は、昭和62年に市制を施行し、平成15年5月末日現在の人口が56,716人の小規模の自治体である。地方分権時代における新たな行財政システムを構築するため、収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させることにより、限られた人件費を有効活用しながら助役2人体制により行政運営体制のさらなる強化を図り、「市民が起点のまちづくり」を推進する。 |
| 13 | 大阪府 | 高槻市 | 高槻NPO特区 | 高槻市全域 | 高槻市は、厳しい財政状況にある一方、急激な行政需要の高度・多様化に応える必要があり、NPOとの連携を最重要視する。そこで、特定非営利活動促進法第9条の所轄庁を大阪府から高槻市へ変更、ワンストップサービス(各種届出等を高槻市で代行)、フルサポートアドバイザー(専門的知識を持つスタッフの設置)、の特例措置等を受け、NPO法人を増加・多様化させるとともに、高槻市にNPO法人の活動情報を蓄積させ、相互に連携を充実・強化し、市民参加型社会の実現を目指す。 |
| 14 | 大阪府 | 高槻市 | 消防職員に違法駐車車両の措置権を付与する特区 | 道路運送車両法第45条により駐車が禁止されている、消防用防火水槽や消火栓等の設置場所等及び消防活動上支障となる場所 | 違法駐車車両の取締りを消防職員も行うことにより、緊急走行の妨げとなる車両を排除し、交通渋滞の緩和等を目指すことにより、「安全と安心」なまちづくりが図れるとともに、商業圏地域での活性化が推進できる。 |
| 15 | 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県財務会計特区 | 鳥取県全県(鳥取県の全ての機関) | 本県の庶務事務の軽減・効率化のため事務の集中化を図っており、併せて事務の外部委託を進めることとしている。その際、現在認められていない新聞代金の支払い業務等の私人への委託を行うことにより事務の軽減・効率化、会計事務職員の削減、民間の雇用の創出を図る。また、光熱水費等の公共料金等の経常的な経費を県口座から自動的に引き落とすサービスの導入、パソコン等の機器のリース契約を長期継続契約に位置付け事務の軽減を図る。 |

| | | | | | |
|----|-----|----------|--------------------|--|--|
| 16 | 岡山県 | 岡山県 | 電子申請特区 | 岡山県全域 | 電子申請者の利便性を高め、電子申請システムの効率的な構築を可能とするため、電子申請で行う場合は、書面で規定されている様式の項目を満たしていれば、レイアウトに制約を受けない電子申請に適した様式に変更できるようにする。 |
| 17 | 岡山県 | 新見市 | 国政選挙電子投票特区 | 新見市全域(351.99km ²) | 国政選挙での電子投票に向け、円滑な導入を進めるため、地方選挙での実施例のある新見市で特区を設置し、平成16年に予定されている参議院議員選挙での電子投票導入を目指す。 |
| 18 | 愛媛県 | 松山市 | 下水道浄化センター包括的民間委託特区 | 下水浄化センターから排出される汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例 | 下水処理場の運転・維持管理業務について、民間事業者の創意工夫を促すことによってコスト縮減や効率化が見込める「性能発注による包括的民間委託」の実現に取り組んでいるが、主要な部分を占める汚泥等の運搬及び処分については、産業廃棄物処理業の許可業者でないと委託できないようになっており、運転・維持管理業者に包括的に委託ができない状況にある。そこで、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例によって、運転・維持管理業務に含めて委託できるようにしてもらいたい。 |
| 19 | 熊本県 | 菊池市 | 地方自治宝くじに関する特例 | 熊本県菊池市 | 市町村が地域に応じたユニークな宝くじを発行し、その収益金を福祉事業や地域づくり事業等のまちづくりに還元する。また、目的事業費に35%、事務費に10%、当せん金品に55%配分する。さらに、年1~2回実施する。 |
| 20 | 北海道 | 旭川市 | 積雪寒冷地バイオトイレ特区 | 図示 | バイオトイレは、人のし尿などの有機物を微生物の力を借りて短時間で分解・発酵処理し、二酸化炭素と水に変えるトイレですので、大量の尿尿でも満杯になる心配がなく、水を使用しないため排水や凍結の心配がないので、積雪寒冷地の屋外公衆トイレとして理想的なシステムであります。バイオトイレは既に法規制の及ばない山岳地域等での使用や室内での介護用移動トイレとして販売され広く実用に供されております。建築基準法で規制されている下水道処理区域内でも屋外公衆トイレを設置できることになれば、冬期間閉鎖されている通年使用できることになり市民サービスにつながります。 |
| 21 | 北海道 | 新冠町 | 狂犬病予防特区 | 新冠町内全域 | 飼い主の遺棄により野犬化した犬を取り締まるため、狂犬病予防法第6条の規定による抑留の徹底が必要不可欠であるが、これを執行する都道府県知事が任命する予防員が不足しているうえ、捕獲人もいない状況にあることから、当該特区において、第6条に規定する予防員の任命を町長が行ない、さらには罰則の適用権を町に付与することにより、地域事情に精通した民間人を広く指定し、抑留を計画的に行ない、狂犬病の予防を徹底することができるものである。 |
| 22 | 群馬県 | 前橋広域消防本部 | 無線局再免許申請手続弾力化特区 | 前橋広域市町村圏 | 消防無線は、消防・救急活動の情報源として必要不可欠なものであり、無線の不具合は即、住民の大きな損害につながりかねないため、日常の点検に加え定期的な機器の精密点検や保守管理を行い、無線局の厳正かつ適正な運用を図っている。このような、消防・救急業務の有する高い公益性や日頃から無線局の適正な維持管理に努めていることを考慮して、消防無線に限り、免許の有効期間延長とともに、再免許申請から交付までの手続きが同一年度内に完結されるよう、規制の特例措置を導入することで、業務の効率化を推進する。 |
| 23 | 埼玉県 | 越谷市 | 道路安心安全特区 | 市内全域 | 所有者、住所不明の道路上違法放置物件は、道路管理者が即自ら除去できるが、所有者・住所判明される違法放置物件は本人に必要な措置を命ずることができるものの、本人が即片づけない場合違法状態を解消できない。 |

| | | | | | |
|----|-----|-----|---------------------------|-----------------|---|
| 24 | 埼玉県 | 吉川市 | 公園内の自主防災組織による防災倉庫の占用許可 | 吉川市全域 | 都市公園法施行令(昭和31年9月11日政令第290号)第12条第十号の条文が、平成15年3月に追加されその中の「当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設」と規定されており、自主防災組織が設置する防災倉庫は常駐施設として設置するため仮設の物件と解釈できないことから提案するものである。 |
| 25 | 長野県 | 長野県 | 大型店におけるたばこ特定小売販売業許可要件緩和特区 | 長野県内全域 | 不特定多数の人が集う大型店(売り場面積の合計が400㎡以上の店)においては、健康保持の観点から受動喫煙を防止するための対策をとることが必要であるため、大型店におけるたばこ特定販売業の許可条件のひとつである「店舗内に喫煙設備を設けること」の条件を撤廃し、禁煙を可能とするとともに、「喫煙設備を設置する場合は店舗内に分煙設備を設置すること」の許可条件を新たに設けることにより、受動喫煙防止対策を推進し、併せて施設管理者、利用者、従業員における禁煙・分煙への意識の向上を図ることができる。 |
| 26 | 愛知県 | 愛知県 | 「ごみ出し」たすけあい特区 | 県内全域 | 独り暮らし老人や夜勤の多い単身者などが負担に感じている「ごみ出し」を代行するサービスを地域限定で容認し、この分野に介護保険事業者や有償ボランティア・NPO法人などを参入させ、コミュニティビジネスの一大分野を形成する。 |
| 27 | 岡山県 | 岡山県 | 瀬戸内の離島交通特区 | 岡山県内の離島指定地域 | 岡山県内の離島指定地域において、一般旅客定期航空事業者の運航時間外(終便後～初便運航までの時間帯)に限り、旅客不定期航空事業者による「乗合旅客の運送」を認めることにより、離島と本土、離島間の往来が確保され、通勤通学・医療福祉等の日常生活の利便の向上を図る。 |
| 28 | 岡山県 | 岡山県 | ブロードバンド動画配信特区 | 岡山県全域 | 放送事業者等が制作したコンテンツをインターネット配信する場合、放送事業者と同様に個々の実演家の許諾を不要とすることにより、放送番組の二次利用が容易となるほか、動画コンテンツの流通が促進され、コンテンツ産業の活性化が図られる。 |
| 29 | 大分県 | 大分県 | 民活導入スポーツ公園特区 | 大分スポーツ公園(255ha) | 大分スポーツ公園は県民総スポーツの振興を理念に、県の中核的スポーツ施設として整備されているが、生涯スポーツと健康増進をキーワードにスポーツ、健康に関する施設の集積地を形成する。具体的には、地元サッカーチーム等による総合スポーツクラブを中心としたスポーツタウンづくりや健康促進のための民間施設の集積等を行う。このため、都市公園法第2条第2項等に係る民間施設の設置規制を緩和する。 |
| 30 | 徳島県 | 上勝町 | 上勝町有償ボランティア輸送特区 | 徳島県勝浦郡上勝町の全域 | 有償ボランティア輸送の計画は、使い慣れた自分の車両でボランティア輸送をすることに意義があり、事業主体が社会福祉法人やNPOであっても、あくまでその根底はボランティア精神であり、ボランティアの協力なくして福祉事業は成り立たない。ボランティア輸送の実施において、私用車両の使用を制限する「使用権原を運送主体に」移させる縛りを無くし、ボランティア等が持ち込んだ車両を自由に使えるようにする。 |

| 福祉分野[30構想] | | 幼保一元化関連の9構想は教育分野と重複 | | | |
|------------|-----|---------------------|-----------------------|----------------|--|
| 1 | 埼玉県 | 越谷市 | 越谷市デイサービス特区 | 越谷市内全域 | デイサービスの利用について、介護保険制度と障害者施策による適用関係において示されている介護保険制度の優先利用について、介護保険第2号被保険者に限り支援費支給の対象と認め、本人の意思による介護保険制度と障害者施策の選択性を持たせるよう適用関係の規制を緩和する。 |
| 2 | 埼玉県 | 越谷市 | 越谷市緊急ショートステイ(超短期宿泊)特区 | 越谷市の全域 | ショートステイのベッドに空きがない状況下において、介護者の不測の事態にも対応できるよう、特別養護老人ホームや指定通所介護事業所に付帯されている静養室の有効活用を図り、介護サービス利用者及び家族介護者に対し安心感を与えられる介護サービスの拡充を図る。 |
| 3 | 埼玉県 | 越谷市 | 社会福祉サービスに関する苦情解決特区 | 越谷市の全域 | 市に対して是正、勧告権限を持った市民の苦情処理解決制度がある場合には、社会福祉法第82条に基づく苦情処理制度としての第三者委員を置くことを必要としないこととする。当市の場合、越谷市福祉保健オンブズパーソン制度があるので、これに該当する。 |
| 4 | 埼玉県 | 志木市 | 志木市型高齢者福祉施設 | 埼玉県志木市 | 高齢者の多様な選択権を保証し、やさしく淋しくない施設を設置するためには、現場に直結する民間や自治体の知恵を活用するとともに、民間活力の導入を図り、地域の雇用も確保できる施設を設置する。 介護が必要な状態になっても「我が家での暮らしが1番」であり、要介護者には後期高齢者が多いことや核家族化、家族意識の変化、住宅事情等を考えると地域に密着した高齢者福祉施設が必要であり、要介護高齢者のみを対象とした施設ではなく、要介護高齢者と自立高齢者及び虚弱高齢者との類別化しない志木市型高齢者福祉施設を設置する。 |
| 5 | 埼玉県 | 志木市 | 特別養護老人ホーム設置法人の規制の緩和 | 埼玉県志木市 | 高齢者の多様な選択権を保証し、やさしく淋しくない施設を設置するためには、現場に直結する民間や自治体の知恵を活用するとともに、民間活力の導入を図り、地域の雇用も確保できる施設を設置する。 現行の施設は多額の建設コストを要しており、厳しい財政環境を考えると、必要な施設を充足することは財政的に不可能である。さらに、現行の特別養護老人ホームの設置は民間では社会福祉法人に限られており、社会福祉法人以外の民間活力を導入する、第1次特区においてPFI制度による民間参入は認められたが、本市のような都市部で未利用公有地がない市では困難であり、さらに、手続き上相当期間を要するこの制度は、施設整備を急務としている場合はなじまないと考える。したがって、この制度を活用した自治体は現在のところ皆無である。 |
| 6 | 千葉県 | 千葉県 | 健康福祉千葉特区 | 東金市、印西市(千葉県全域) | こども、高齢者、障害者等の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、「施設から地域・家庭へ」の施策を推進する健康福祉千葉特区の一層の充実を図るため、次の2項目を提案する。 障害児デイサービス対象者を18歳未満の障害児全とすること。 痴呆性高齢者グループホームに空きがある場合に知的障害者の利用を可能とすること。 |
| 7 | 東京都 | 稲城市 | 介護のまちづくり特区 | 稲城市全域 | 痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の事業者指定:平成16年6月から、当市内に新たに設置するものから当市が指定する。 痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の介護報酬の設定:平成16年6月から、当市内にあるものについて、当市の定める独自の介護報酬(現行介護報酬を上限として独自に定める額)を適用する。 |

| | | | | | |
|----|-----|-----|---------------------------------|-----------|---|
| 8 | 東京都 | 足立区 | 生活創造特区(福祉・雇用分野) | 足立区全域 | 区内には、現在のところ知的障害者の入所施設はなく、これまで宿泊設備を整えた通所施設において短期入所事業を実施してきた。宿泊を伴う知的障害者短期入所事業の実施施設については、入所施設に限られているため、受け入れ可能な法人についても除外されている。規制の特例により通所施設でも、人的・設備的に実施可能な施設には、事業実施を認め民間資源を活用、支援費制度における短期入所利用の選択肢を増やし、心身障害者及びその家族の福祉増進を図る。 |
| 9 | 東京都 | 板橋区 | 障害者就労支援にかかわる無料職業紹介所許可特区 | 東京都板橋区 | 職業安定法第33条に定める無料職業紹介所の許可を、平成7年より良好な就労支援を行っている板橋区障害者就労援助事業団に対し法人格の有無にかかわらず許可する。事業団は、自ら職場開拓を行った障害者の就労し続けられる職場に、区内在住の障害者を紹介し、公共職業安定所等との綿密な連携のもと継続的な支援を行うことにより、障害者の雇用促進並びに雇用啓発・安定及び地域福祉の向上に寄与することができる。 |
| 10 | 東京都 | 練馬区 | ねりま福祉・医療ネットワークバス特区 | 東京都練馬区の全域 | 東京都練馬区は、23区の中でも有数の行政規模であるが、区内の交通アクセスは必ずしも十分ではない。中でも、区内にある福祉施設や中核的病院には、身体・精神面や高齢などの理由で、通所・通院に苦労している多数の利用者がいる。その一方で、利用者が特定されている一部の福祉施設では、公設・民設ともに送迎用の通所バスを運行している。そこで、様式2-2で示す規制の特例事項を実現し、通所バスを活用した福祉・医療機関の運行上のネットワークをつくることで、多くの利用者の利便性を向上させる。 |
| 11 | 長野県 | 長野県 | 社会福祉施設の有効利用特区 | 長野県内全域 | 社会福祉施設の中には、近年の少子化の進展や過疎化の進行等の社会情勢の変化により、設立当初に比べ入所者数の減少、あるいは廃所となる施設がある。そこで、地方公共団体、社会福祉法人以外の者への社会福祉施設の無償利用を認めること、本来の利用目的以外の施設利用を可能にすることにより、地域福祉の拠点とする。 |
| 12 | 長野県 | 長野県 | 高齢者及び障害者のための優良賃貸住宅特区 | 長野県全域 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅(以下、「高優賃」と呼ぶ。)制度において、入居者は、省令により60歳以上の高齢者及びその配偶者等に限定されているが、その一部に60歳未満の障害者が入居するものについても、都道府県知事が高優賃として認定できるように認定基準を緩和する。これにより、高齢者だけでなく障害者も入居できる賃貸住宅について、民間による供給促進を図ることができる。 |
| 13 | 長野県 | 長野県 | 知的障害者短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例 | 長野県内の市町村 | 既に提案されている「918「児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例」において、児童に限定されている対象者を、知的障害者まで拡大する。これにより、障害児が18歳に到達した場合でも、利用してきた事業所を継続して利用できることになり、住み慣れた身近な場所で引き続きサービスを受けることを可能にする。 |
| 14 | 岐阜県 | 大垣市 | 地域密着型小規模介護保険事業所創設特区 | 大垣市全域 | 定員5人以上の短期入所と通所介護を組み合わせた地域密着型小規模介護保険事業所を介護保険の給付対象とする特例措置を設けることにより、NPO法人や社会福祉法人をはじめとする地域に密着した団体や民間事業者による介護保険事業への参入を促進するとともに、多様なサービスの中から利用者のニーズに最も適したサービスの選択を可能にすることによる市民サービスの質的向上を図る。 |
| 15 | 愛知県 | 津島市 | 子育て支援特区 | 市町村の全部 | 財政基盤の弱体化、住民ニーズの複雑化・多様化の中において、行政は中長期的な戦略計画策定し、「選択」による予算の重点的配分により、効率的な行政運営を進める必要があるが、目下の課題として、老朽化した学校給食調理場及び保育園の調理室、高齢化が進む調理員という構造的要因への対応が迫られている。そうした中、本市では保育園給食と学校給食は類似性が高いことから、民間事業者のノウハウの下、一括調理方式を採用し効率化を図り、子育て環境の整備に重点投資をすることを目的としている。 |

| | | | | | |
|----|-----|-----|---------------------------------------|---|---|
| 16 | 滋賀県 | 滋賀県 | 選べる福祉サービス特区構想 | 滋賀県全域(大津市をはじめとする50市町村) | 障害のある人の入所施設から地域生活への移行と、地域自立生活の実現を図るため、支援費支給制度において、施設訓練等支援サービスの利用形態を特定の期間を定めた長期利用のみでなく、日単位の利用も可能な方法に変更する。あわせて入所施設においては、サービスを生活面の支援(夜間)と日中活動・余暇活動の支援(昼間)に分化し、選択して利用できるよう変更する。また、施設訓練等支援サービスの利用形態の変更に伴い、支援費については日額やサービス別の単価を設定するとともに、施設の定員の取扱いについても緩和措置を行う。 |
| 17 | 滋賀県 | 滋賀県 | 介護保険暮らし安心滋賀特区 | 滋賀県全域(大津市をはじめとする50市町村) | 介護者の急な用事や病気等になった場合の介護の安心を確保するとともに、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、通所介護事業所において介護保険が適用される時間帯以外にサービスを実施した場合について、介護保険を適用する緩和措置を行い、もって、小地域で完結する24時間対応型安心システムの構築を図る。 |
| 18 | 兵庫県 | 兵庫県 | 都市部における小規模保育所設置特区 | 尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市の全域 | 保育所の待機児童解消を図るため、定員に関する規制を緩和し、定員6人以上20人未満の小規模保育所の設置を可能とする。併せて、新設の社会福祉法人に対する不動産の所有に関する規制を緩和し、不動産の賃貸を認めて不動産、特に土地の確保を容易にし、保育所への参入促進を図る。 |
| 19 | 鳥取県 | 羽合町 | 保育所運営の効率化を進め、子育てを支援する構造改革特区 | 鳥取県羽合町 | 少子化は現代社会の大きな問題です。羽合町は、子育て支援策の大きな柱として「県下でも有数の安い保育料」を設定しています。さて、現在の保育所の給食業務はセンター方式で実施していますが、保育所の設置基準にある「調理室の必置規定」に沿って増築して運営すると莫大な経費が必要となり、保育料の見直しも検討せざるを得ません。ぜひとも保育所の設置基準の特例措置を認めていただきたい。 |
| 20 | 熊本県 | 熊本県 | 福祉コミュニティ特区 | 宇土市、三角町、不知火町、城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町、中央町、及び砥用町の全域 | すべての障害児とその家族が、地域で安心して暮らしていくために、どんな障害でも、どんな年齢でも、どんな生活場面でも、少ないコストで、より身近な地域でサービスが受けられるような仕組みを確立することを目指し、中高生障害児の身体障害者及び知的障害者のデイサービスを利用可能にすること、居宅外でのヘルパー利用並びにデイサービス及び短期入所の居宅外送迎を可能にすること、身体障害者短期入所に宿泊を伴わない短期入所を認めることを実現し、障害者地域福祉におけるセーフティネットを構築することを提案する。 |
| 21 | 宮崎県 | 延岡市 | 延岡市子育て支援特区 | 延岡市 | 本市の15法人立保育園は、平成元年から共同で育児相談や育児情報誌の発行等の子育て支援に先駆的に取り組み、平成12年に代表の社会福祉法人が国の補助を受けて建設した子育て支援拠点施設の運営に積極的に協力するとともに、NPO法人を設立し連携して子育て支援に取り組んできた。そこで、社会福祉法人所有の施設を国へ補助金を返還することなく同NPO法人に譲渡するとともに、地域子育て支援センター事業を児童福祉施設を運営していない同NPO法人へ委託することを容認し、NPO法人を活用した主体的な子育て支援を図る。 |
| 22 | 北海道 | 稚内市 | 過疎地域における小規模保育所と幼稚園との「幼保一元化特区」 [再掲] | 北海道稚内市 | この特区では、私立幼稚園の保育所業務参入により、幼保一元化の達成を目指しており、そのため、規制の緩和により現状の幼稚園舎を活用した合同保育の実施による幼保一元化施設を実現させようとするものである。ここでは、過疎地域で3歳以上児のみを対象とした小規模保育所という条件の下、保育室を共有施設とし合同保育を認めること、調理室の必置義務を緩和し、学校給食センターからの給食搬入を認めること。これにより、3歳以上児のみを対象とする小規模保育所への私立幼稚園の参入が促進される。 |
| 23 | 北海道 | 東川町 | 幼保一元化特区 [再掲] | 東川町 | 幼保一元化を行うために、施設の共用化の指針に基づき、平成14年12月1日に幼稚園と保育所を合築し、幼児センターを開設している。「子どもにわけへだてのない」保育を実施するため、混合保育(混合クラス)を行っていきたく考えているが、次のような規制により運営面での完全な実施ができない現状にあり、新たな規制緩和により幼保混合保育を目指して幼保一元化を推進していく必要がある。 / 幼稚園教諭、保育所保育士資格にかかる資格の経過的特例措置 / 幼保合築施設における幼稚園長の資格要件などの規制緩和 / 幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化 |

| | | | | | |
|----|------|------|---------------------------------|--|--|
| 24 | 東京都 | 港区 | 豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区 [再掲] | 港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区 | 芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。 |
| 25 | 東京都 | 千代田区 | 子育て特区(幼保一元施設設置) [再掲] | 千代田区内 | 子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。児童福祉法・学校教育法等の特例の導入により、未来を担う就学前の子ども達に、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられる幼保一元施設を創設する。 |
| 26 | 東京都 | 品川区 | 公立民営幼保一元化特区 [再掲] | 品川区区域内 | 就学前児童の保育教育に関し、首長部局の権限の下に総合的な施策を展開するためには所管組織の一元化を図る必要がある。このためには、教育委員会の職務権限となっている公立幼稚園の管理・運営について首長の権限に移行させる。また、公立幼稚園の運営主体も、行政責任を残しつつ保育所と同様にNPO法人等に委託可能とする。併せて幼保一元化施設においては保育所の入所要件の緩和をはかり、区内全域で幼保一元化事業を推進することにより子育て支援策をより充実させることができる。 |
| 27 | 岐阜県 | 瑞浪市 | (仮称)幼保センター特区 [再掲] | 瑞浪市内 | 既存の幼稚園施設及び保育所施設について、当該施設を幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づいた施設へ転用し、幼児の合同活動事業及び合同保育事業を行う。 |
| 28 | 静岡県 | 掛川市 | 保育一元・幼保一元特区 [再掲] | 市内全域 | 本市においては、平成15年4月から幼稚園と保育園を合築した一体化施設「掛川市立乳幼児センターすこやか」を開園している。園には短時間保育の園児(幼稚園児)と長時間保育の園児(保育園児)があり、保育園児の保育は、保育士がローテーションを組んで実施している。当市では、幼稚園・保育園の区別なく就学前教育として一元的に捉えていることから、保育士資格を有する幼稚園教諭についても幼稚園児の保育時間に支障のない範囲でローテーションに加えることができるようにしていただきたい。 |
| 29 | 滋賀県 | 甲良町 | 幼保一元化 [再掲] | 甲良町全域、甲良町立第1保育園と甲良町立東幼稚園(併設)、甲良町立第2保育園と甲良町立西幼稚園(合築) | 一元化保育を同一敷地内の併設する保育園・幼稚園においても行うことで入園選択の幅が広がり、同年齢の園児が共に保育でき保護者間の連帯も強くなることで、地域全体として保幼の垣根が消えPTA等の活動が活発になります。また保護者の勤務等の変化による園児の幼から保への変更に対する不安が解消でき、さらに年度により入園数が保・幼の片方に多くなっても合同保育を推進することで施設・人員の共用が加速され、保・幼の各免許を持った者が同時に児童の保育に携わるため、より細かな保育が出来るものと考えます。 |
| 30 | 和歌山県 | 和歌山県 | 地方型こども園特区 [再掲] | 次のいずれかに該当する市町村。 (1)幼稚園が所在せず、認可保育所またはへき地保育所が設置されている市町村 (2)過疎地域に指定されている市町村 (3)過疎地域に指定されていないが、一部の地域で著しく少子化が進行している市町村 | 本県の課題は一部の都市部を除くと、少子化のため保育所の入所児童が減少し施設の存続が困難になっていることにあるが、現在の国の方針は中都市以上を基準に置いているため、この問題は重視されていない。地域児童が健全に成長していくためには、就学前児童に対する社会的涵養の場を確保することが重要である一方、保育所の定員原則の60人が合わない地域が今後ますます増えていくことが予想される。「地方型こども園」は施設の消滅による過疎化の加速を防ぎ、その地域の実状に合った施設をつくることで、地域で子どもを育てていく土壌を育てる社会的効果をねらっている。 |

| まちづくり・都市再生分野 [24 構想] | | | | | |
|------------------------|------|------|---------------------------|---|---|
| 1 | 埼玉県 | 上尾市 | 市内循環バス「ぐるっとくん」運行許可期間緩和特区 | 上尾市内 | 上尾市では平成10年から、交通空白地を埋めるため、市内を循環するワンコインバス「ぐるっとくん」の運行を開始した。高齢者や主婦など、他に交通手段を持たない人の文字通りの足として、既に延べ170万人の市民が利用しています。 昨年、新たな路線として東西循環ルートを申請したが、道路運送法第21条から第4条での申請に変更になった。 第4条申請は、民間路線バスの申請と同様な手続きが必要で、申請から許可までの期間がかかり、予算取りと実施の確定が難しくなってしまった。公で申請する場合、提出する書類の簡素化等により、許可申請にかかる時間を1ヶ月程度に緩和できないものか。 |
| 2 | 兵庫県 | 小野市 | 工業団地内特別用途指定特区 | 小野市匠台7番地 小野工業団地等管理センター(土地面積8,154.51㎡ 建物延面積1,975.94㎡) | 当該申請建物は、平成4年に完成し、これまで11年間経過しているが、その間一部規制がある中での営業を強いられています。しかし、この制度の適用を受け一部規制が解除可能となれば、市民全体が利用することができ、立地企業30社・2,700人の従業員と、小野市民50,000人の地域間交流が今後益々栄えることになり、ひいては小野市経済と地域間交流の発展に貢献できるものと考えます。 |
| 3 | 神奈川県 | 小田原市 | 歴史的建築物保存特区 | 小田原市全域の登録有形文化財(建築物) | 建築基準法第3条第1項第3号で定めている、いわゆる保存建築物の範囲を登録文化財まで拡大することにより、歴史的街並みを後世に残す。 |
| 4 | 群馬県 | 前橋市 | 土地区画整理事業施行区域内の図上分筆特区 | 前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業以下8地区内 | 土地区画整理事業の進捗に伴い法務局の公図に合った地形は失われるため分筆登記が出来ず、相続や売買等、土地の一部を所有権移転する場合、登記簿上、共有という不安定な権利関係が続くこととなり、円滑な土地利用の妨げとなっている。この課題を解消するため、登記申請に係る登記官の実地調査の省略とともに、公図或いは土地区画整理事業の現況測量図による「図上分筆登記」を可能とし、その結果、筆の確定と各々の権利関係が明確となるため、土地利用の増進が図られ、地域経済の活性化が期待できる。 |
| 5 | 埼玉県 | 越谷市 | まちなみ景観特区 | 市内全域 | 捨て看板といわれている簡易な看板は市が自ら除去等できるが、鉄板、のぼり旗等は除去することが認められていないため、道路上に継続して置かれ道路上の景観が損なわれている。さらに簡易な看板は、設置者が明確でなく所有者や広告されている店に対して除去・破棄費用を請求できなく市の負担となっている。 |
| 6 | 埼玉県 | 越谷市 | 土地区画整理事業地内の建物移転の推進特区 | 越谷市の市街化調整区域 | 本市の土地区画整理事業地内には、既存工場等が点在し仮換地への移転の際、用途不適格となり事業推進の障害となっている。地区外への移転となる場合も現工業系用途地域への移転先の確保は困難な状況にあり、現市街化調整区域への移転を余儀なくされるが、現行法では認められていない。このことから、都市計画法第34条(市街化調整区域の開発許可の基準)の特例として、市街化調整区域への移転を可能にすることにより、住工混在の解消、事業の推進、更には他市への移転の歯止めがかかることにより雇用や税収の確保等を図るものである。 |
| 7 | 埼玉県 | 吉川市 | 土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請の特例 | 吉川中央土地区画整理事業地内 | 土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請を認めていただくことで、1対1の仮換地になり所有権、抵当権等が煩雑にならず明確になり、事業の効率化と円滑な土地取引が可能となり経済活性化を促進する。 |
| 8 | 埼玉県 | 新座市 | 首都近郊都市活性化特区 | 新座市内全域 | 地方分権が進む社会において、自立したまちづくりを目指す本市としては、各種都市計画制度の権限委譲は重要な案件であると考えられる。特に、三大都市圏の市町村のみが用途地域のような都市計画の根幹を成す制度を決定できないことは、特色あるまちづくりの推進や市町村都市計画マスタープランの実現性などにも影響してくるものと考えられる。よって、三大都市圏の市町村、特に都県境における用途地域の不整合が見受けられる本市の特殊性を鑑みていただき、用途地域の権限を委譲していただきたい。 |

| | | | | | |
|----|-----|------|-------------------------------|--|--|
| 9 | 埼玉県 | 川口市 | 土地区画整理事業における従前の形態のない土地の分合筆の特例 | 川口市内の全ての土地区画整理事業 | 土地区画整理事業地内における、形態の確認できない従前地の分合筆の特例措置について、公図調整図上での分合筆登記を法務局で認めることにより、土地区画整理事業による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となるばかりでなく、相続時における物納も可能となり、これらのことから土地売買の活性化と住宅建設の促進が図られ経済の活性化に大いに寄与する。 |
| 10 | 千葉県 | 野田市 | 換地処分前の保留地登記の容認による区画整理事業円滑化特区 | 野田市 | 土地区画整理事業による保留地を購入する場合、換地処分前の保留地は登記ができないことから、保留地購入希望者が、当該保留地を購入する場合等に金融機関等からの借入れ設定ができない状況が生じ、当該保留地購入を躊躇させるという弊害となる。このことは組合にとってその事業費捻出の大きなウエイトを占める保留地販売の足かせとなり、保留地処分が出来ないために組合解散が遅れる。このような状況を改善するため、換地処分前に保留地登記を可能にすることにより、保留地販売の促進及び事業の円滑な運営が図られる。 |
| 11 | 東京都 | 千代田区 | 立体道路整備特区<道路と建築物の立体的利用の更なる推進> | 千代田区 | 特区内において、道路法における立体道路制度の弾力的運用(必要要件となっている機能・条件の緩和) 都市計画法及び建築基準法における道路に面する建築物制限の緩和(自動車専用道に限定されている規定の変更) |
| 12 | 東京都 | 千代田区 | 都市再生開発特区 | インフラ整備が集中した都心部のエリアを限定し、都市再生特別地区で可能となった自由度の高い都市計画を持つ区域 | 交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを「都市再生特別地区」に指定し、地方税法(都市計画法)の目的の緩和:現在は都税となっている都市計画税の減免権を区に委譲するとともに、それに代わって区が課税する特区税を導入する 都市計画法・建築基準法の目的の緩和:都市計画法及び建築基準法に基づく権限を特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区内において適用する。 |
| 13 | 東京都 | 東村山市 | 賑わいのある市街地活性化特区 | ・東村山市栄町1丁目～恩多町5丁目地区 ・東村山市久米川町3丁目及び4丁目地区 | 東村山駅・久米川駅に接続する都市計画道路が15～16年度に供用予定である。それに伴い当該道路用地境界から20m、若しくは20mの区域と一体で利用される生産緑地について、10年間は規制を緩和し土地利用を可能とする。ただし、商業業務施設、流通施設、及びそれら施設との併用住宅とする。又、用途地域を都市計画道路沿道について、路線式指定(道路境界より20m)の第二種住居地域に変更する。このことにより沿道生産緑地所有者に対し恩典を与えると共に、都市計画道路沿いに賑わいのある市街地を形成し、地元の商業振興、地域活性化を図る。 |
| 14 | 東京都 | 八王子市 | 八王子流通市街地特区 | 首都圏連絡中央自動車道(仮称)八王子北インターチェンジ周辺(八王子市川口町、上川町、美山町、西寺方町の一部) | 目的:全国物流の関東地区の拠点として、また、首都圏経済の活性化に極めて大きな役割を果たす。内容:自然環境への負荷を最小限に留め、災害時に強い流通市街地と、柔軟な土地活用にも配慮し、早期の施設立地を目指す。 |
| 15 | 東京都 | 府中市 | 府中基地跡地暫定利用特区 | 市内米軍基地跡地内留保地 | 米軍通信施設が存在が留保地の柔軟な利用計画の策定を阻害しているため、当該施設が移設し、その用地が返還されるまでの間、特例として留保地の利用計画の策定を猶予し、その間、留保地を暫定利用する際の期間等の特例を導入することにより、留保地を緑地、広場等として開放し、市民の相互交流を促進するとともに、地域経済の活性化を図る。 |
| 16 | 岐阜県 | 岐阜市 | ひと・環境にやさしい路面電車特区 | 岐阜市、関市 | ・路面電車の運行車両長、運行最高速度、運行平均速度、無改札乗車方式の導入、車両検査周期などの規制緩和により、輸送能力の向上や所要時間短縮、定時性の向上を図るとともに、効率的な経営を目指し、公共交通として、維持・発展を図る。 |

| | | | | | |
|----|-----|--------------------------------|--|---|--|
| 17 | 静岡県 | 掛川市 | 不動産登記法第17条 地図整備推進のための 国土調査特区(国土 調査ワンストップサー ビス特区) | 掛川市全域 | 〔1〕地籍調査事業における図根点が公共測量作業規程による基準点と同内容となるよう、地籍測量作業規程準則を改正されたい。〔2〕基準点に係る作業規程の統一により、公共測量の手続きによる測量法第41条の審査を受けた基準点は、国土調査法第19条第5項の指定を受けることなく地籍調査事業の成果とすることができるとされたい。〔3〕当市で実施された各種事業の測量成果については、市長が国土調査法第19条5項による指定をし、国土交通省にはその旨連絡すれば済むよう、制度改正又は権限の委譲をしていただきたい。 |
| 18 | 静岡県 | 熱海市 | 道路条件緩和特区 | 熱海市全域 | 建築基準法第43条1項ただし書き<省令第10条の2第3号のイ>上記の基準についての「公図上の赤道等で地方公共団体が管理し、使用承諾が得られた通路であること」の項目を削除する。削除に伴い、「一定の基準(舗装状況・勾配)を満たしている通路で所有が私有であっても使用承諾を得たものであり、今後、建築基準法の道路になるように計画を進めること」を追加項目とする。 |
| 19 | 大阪府 | 東大阪市 | もうかりまっせ特区 | 本市の区域内の都市 計画法第9条第11 項に規定する工業地 域及び同条第12項 に規定する工業専用 地域 | 日本のモノづくりを支える基盤的技術産業等が集積している東大阪市内において、工業地域及び工業専用地域での製造業の立地に際し、高付加価値型製造業に対応した容積率メニューを新設するとともに、製造業に限定して建ぺい率を緩和することにより、特区内の工場の建替と特区外からの工場の立地を促進し、製造業の集積を進める。このことにより、住工混在の解消を図り、用途地域に対応した緩やかな純化を進め、地域完結型のまちづくりを実現する。 |
| 20 | 大阪府 | 高槻市 | 放置自転車所有権帰 属特区 | 自転車放置禁止区域 (高槻市自転車の駐 車秩序の確立に関す る条例第16条に規 定) | 改正自転車法(平成6年6月施行)第6条第4項で「自転車撤去を行った自転車が保管告示後6ヶ月を経過したら市町村に帰属する」と規定している内容を「保管告示後6ヶ月(但し、当該日数を市町村の条例で規定している場合は、その日数)を経過したら市町村に帰属する」に改正することにより、引き取り手のない放置自転車保管場所確保についての課題解決や資源の有効利用の促進を図るとともに、放置自転車のない人や環境にやさしいまちづくりをさらに進めたく提案するものです。 |
| 21 | 兵庫県 | 兵庫県、姫 路商工会 議所(姫路 TMO) | 街並み再生・ファッショ ン特区 | 姫路市の区域の一部 (大手前通(市道1号 線)沿道の約10ha) | エリア:世界文化遺産姫路城と日本の道・100選に選ばれた大手前通り沿道 構想内容:特性を活かした街並み整備とお洒落な商業施設を誘導する「街並み再生特区」 規制の特例事項:ビル1階の店舗への転用に伴わない消防法・同法施行令で定める「特定複合用途防火対象物」の規制の緩和(転用しない2階以上のフロアについて、防火安全上支障がないと現地消防機関が判断する場合には緩和できる措置) 効果:特区構想の対象となるビルは、25棟でその店舗面積は約2万㎡、30店舗近い有名専門店の入居による約100億円の経済波及効果及び約200名の雇用確保が見込まれる。その上、中心市街地の通行量や観光客入込客数30%増が見込まれるなど、姫路市全域へ大きな経済的社会的効果が期待できる。 |
| 22 | 兵庫県 | 小野市 | 密集市街地特区 | 市内密集市街地地区 (上本町、本町、東本 町地区) | 密集市街地の良好な住環境を維持するため、上記の密集市街地を特区に指定し、特区内においては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を拡大適用し、老朽木造家屋を取り壊しても、固定資産税を家屋が存した場合の税額とし、老朽木造家屋の取壊しの促進を図る。 |
| 23 | 熊本県 | 玉名市 | 新幹線開発特区 | 玉名市の一部(玉名 平野一帯) | 平成25年の新幹線開業に向け、新幹線建設とその周辺整備、玉名バイパス等の主要事業の推進を加速させるために、文化財発掘を速やかに推進する。本来玉名の持つポテンシャルを活かしつつ、より早い新幹線周辺への民間活力の導入を行い、新しい玉名の顔として活性化を図る。 |

| | | | | | |
|----|-----|-----|------------------|-----|---|
| 24 | 大分県 | 大分県 | 木の香る街づくり推進 特区 | 大分県 | <p>地域木材を使用して建設する、防火地域・準防火地域以外の地域（延焼の恐れが少ない）における平屋ないし2階建ての大型建築物について、一定の防火性能等を有する場合の面積制限の緩和または大臣認定等の簡素化。 （現行では、延べ床面積3,000㎡、学校にあっては2,000㎡を超える場合は大臣認定等によることとなっている）</p> |
|----|-----|-----|------------------|-----|---|

| 農業分野[22構想] | | | | | |
|------------|-----|-----|------------------|--|--|
| 1 | 岩手県 | 遠野市 | 「日本のふるさと再生」特区 | 遠野市全域 | <p>既存の農家の家屋を交流のための宿泊施設として、建築基準法の特例措置を講じられたこと。</p> <p>本業である農業へ影響が出ないように、農家民宿における負担の軽減を図る趣旨から、農繁期や盆暮の親類が集まる時期又は地域の寄り合いなどで留守にする場合などを含めて、受け入れる農家と利用者との合意を重視した運営形態とすること。</p> <p>農家が自ら栽培した米を原料にして製造する自家製の酒類に係る酒税の納税申告において、簡易な計算方法を選択できるようにすること。</p> |
| 2 | 北海道 | 北海道 | 農村再生特区 | 北海道全域 | <p>担い手の減少や遊休農地の増加などにより、農業生産活動の停滞や農村地域の活力の低下が懸念されている本道農村の再生を図っていくため、市町村の農地取得による新規参入者への長期貸付、農業者が経営する農家民宿等における、果実酒やしょうちゅうなどのどぶろく以外の酒類の製造・提供、海外農業研修生の在留期間延長や農業生産法人における受入人数枠の拡大などにより、多様な農業参入や農業者によるアグリビジネスの取組、農村地域の活性化を促進し、地域の自主・自律を基本とした本道農村の再生に資する。</p> |
| 3 | 北海道 | 芦別市 | 都市部における農業担い手支援特区 | 芦別市の都市計画用途区域内における農用地 | <p>用途地域内にある農地を認定農業者等担い手が利用集積して経営規模を拡大する場合、制度上の制約のため不利な要素となっている2つの制度の土地区分の色分けを重複させるのではなく、制度上の適用範囲を拡大させることにより、農林水産省所管事業の対象農地として取り扱うことで経営耕地の分散化を防ぎ、利用集積による規模拡大を図る。</p> |
| 4 | 青森県 | 青森県 | 津軽・生命科学活用食料特区 | 青森県青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の区域 | <p>構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第23条に規定する第13号事業の実施主体が、同事業の利用者のため2アール未満の駐車場整備を行う場合は、農地法第4条及び農振法第15条の15の特例として、都道府県知事の許可を要しないものとし、経営移譲年金の受給者から農地の使用収益権の移転を受けている者が第13号事業を行う場合は、特区法第23条の特例として、農地所有者と使用収益権者と認定を受けた地方公共団体が第13号事業実施協定を締結することで足りるものとする。</p> |
| 5 | 宮城県 | 大郷町 | アグリビジネス特区 | 大郷町全域 | <p>大郷町独自の異業種連携型「アグリビジネス構想」の実現のため、株式会社であっても行政補完型の第3セクターであり、町が全株式の70%以上を出資し、代表取締役が首長で、地域の農業振興に実績があると認められる場合に限り、農業生産法人要件をすべて満たさなくても農業生産法人として認め、農地取得による農業経営を可能にしてほしい。</p> |
| 6 | 埼玉県 | 吉川市 | 農用地利用集積特区 | 市内農業振興地域 | <p>農用地の利用権設定の要件を緩和することにより、農用地の流動化促進と農業者の集団化・組織化を促進し、明日の農業担い手を育成する。</p> |
| 7 | 千葉県 | 柏市 | 都市型農業活性化促進特区 | 柏市田中遊水池～あけぼの山農業公園周辺～手賀沼周辺(約830ヘクタール)別添図<リーディングプロジェクト(田中遊水池内上利根)地区(120ヘクタール)> | <p>柏市には都心から30km圏内にある数少ない大規模農地があり、隣接してつくばエクスプレスと新しい街づくりが進められています。また、自然志向や農業・園芸への関心の高まり・余暇時間の増加など市民の意識や生活様式も変わりつつあります。このため、特区制度による規制緩和を活用しながら、市民や民間事業者など多様な参加により、農作物の生産・加工販売や市民・学童体験農園など、集客性の高い大規模都市型農業を積極的に進め、産業振興と地域の活性化、都市部の貴重な自然資源の保全を図ろうとするものです。</p> |
| 8 | 山梨県 | 勝沼町 | 勝沼町ぶどうワイン交流特区 | 勝沼町 | <p>日本のぶどうワイン発祥地として固有の歴史と文化を持つ勝沼町のぶどうワイン産業を次代へつなぎ、地域農業の振興を図っていくため、遊休農地化の防止等、農地の保全と活用を目指して、農地法の緩和により、非農家による就農機会の増大を促進するとともに、労働基準法の緩和による高齢農家や兼業農家に対する援農態勢の整備を行う。また、酒税法の緩和により、農家自身がワイン醸造に取り組むことのできる態勢を整えることにより、地域内経済の活性化を促すものである。さらに、栽培指導や体験イベント等を通じて交流事業を推進することにより、地域社会の活性化を図っていくものである。</p> |

| | | | | | |
|----|-----|------------------|--------------------------|---|---|
| 9 | 長野県 | 長野県 | チーズ製造における無殺菌生乳の使用特区 | 長野県全域 | チーズを製造するには、比重、酸度、細菌数の成分規格はあるが、製造に関する規格はない。しかし、乳製品の製造について、牛乳製造と同等の加熱殺菌をすることと指導されているため、実際の製造はすべて殺菌乳が使用されている。酪農から製造販売までを行っている一貫経営農家においては搾乳後数時間で加工することが可能で、雑菌の増殖を抑えることが出来るため、製品に関する衛生管理がしっかりできれば、このような農家は製造指導対象から除外する。 |
| 10 | 長野県 | 長野県 | 農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区 | 特例1001または1002により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001または1002により併せて特区申請を行う区域 | ・農業近代化資金助成法の第2条中の「農業者等」に特例1001または1002の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等を含める。 ・農業信用保証保険法の第2条中の「農業者等」にも含める。 |
| 11 | 長野県 | 長野県 | 一般法人の農業経営支援特区 | 特例1001または1002により特区認定を受けた市町村全域又は一部または、特例1001または1002により併せて特区申請を行う区域 | 特例1001または1002の特区認定を受けた市町村の事業実施主体の一般法人等については、農林水産省関係の経営構造整備等を行うことを目的とした補助事業の事業主体とする。 |
| 12 | 長野県 | 長野県 | 農業生産施設の目的外利用推進特区 | 長野県全域 | 補助金適正化法に定められて、地域の実情を反映し、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされている規制の緩和。 |
| 13 | 長野県 | 長野県 | 担い手育成事業特区 | 長野県全域 | 農林水産省の定める経営体育成基盤整備事業実施要綱等で事業実施上、必要とされる要件の緩和。 |
| 14 | 長野県 | 長野県 | 農業用水路小水力発電特区 | 長野県全域 | 水力発電は、自然循環型で再生可能なエネルギーである。農業用水路を利用した小水力発電が可能な地域において、電力を農事用電力へ利用し、農家等の維持管理費の軽減を図ることを目的に、利用可能な水力の全てを開発する代わりに、河川法に基づく発電水利権を省略したうえ、建設費用の助成や電力会社等の参入を促す。 |
| 15 | 兵庫県 | 兵庫県、加美町、八千代町、青垣町 | 多自然居住促進特区 | 加美町、八千代町、青垣町の全域 | 多自然居住を推進するため、農家民宿を推進し、地区集会所において都市農村交流に参加する都市住民を宿泊させる場合は、旅館業とは見なさず旅館業法の適用除外とする。過疎化・高齢化が進展する当該3町においてNPO等非営利活動団体が空き家を斡旋・仲介する場合は、宅建業法の適用除外とする。さらに、農業生産法人以外の法人の農業経営への参入を容認するため農地法を緩和し、特定農地貸付による市民農園の開発主体を市町や農協以外の者に拡大し、就労の場の確保と地域社会の維持保全を図る。 |
| 16 | 兵庫県 | 神戸市 | 人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区) | 西北神地区の農業・農村地域(共生ゾーン区域のうち環境保全区域を除く) | 「人と自然との共生ゾーン条例」を生かし、農地取得の下限面積の緩和やNPO法人の農業参入、農業生産法人の要件緩和といった規制の特例を導入することによって、住民と行政の協働によるセーフティネットを通じた農業経営と土地利用等の新たな仕組みを構築する。 |

| | | | | | |
|----|-----|--|------------------|--|--|
| 17 | 岡山県 | 岡山県 | 田舎暮らし促進特区 | 岡山県内中山間地域市町村 | 岡山県内の過疎・高齢化が進む中山間地域市町村において、田舎暮らしを望む都市部からのUターン者の「菜園付き住宅の取得」というニーズに応えるべく、農地取得の規制を緩和することにより定住の促進等、過疎・高齢化が進む中山間地域の自立・安定に寄与するものである。 |
| 18 | 岡山県 | 岡山県 | ファームワイナリー特区 | 岡山県内のブドウ生産地域 | ぶどうの生産を行う農業者が自ら生産したぶどうを用いてワインを製造する場合、ファームワイナリー特区においては、当該農業者の製造数量が酒税法第7条第2項で示された果実酒類の生産基準数量6キロリットル未満であっても酒類の製造免許を受けることができるものとする。 |
| 19 | 広島県 | 三次市 | 三次ニュー・ファーム・特区 | 三次ICの南の山林部において「県営三次・吉舎地区農村振興総合整備事業」で行う酒屋地区農用地開発団地の畑地10haの内の5haとする。 | 新規就農者が夢を持って「もうかる農業」にチャレンジするために、広島県が「三次・吉舎地区農村振興総合整備事業」において農用地開発する農地10haの内の5haを新規就農者20名程度の専用圃場として確保し、三次ニュー・ファーム・特区により農地取得の下限面積を20aに緩和することと併せて、「ふるさと農林業創造プラン」により新規就農者資金支援事業、三次市アグリ・フロンティア支援事業、新規栽培整備事業を通して支援を行い、入植者受け入れ体制を容易にし、地域特産物のグリーン・アスパラガス・小松菜の振興を通して「もうかる農業」の展開を図る。 |
| 20 | 愛媛県 | 今治市 | 地産地消推進特区 | 今治市 | 市街化区域内農地の利用権設定、法人格を持たない農業集団への利用権設定、利用権設定により貸し出した農地の納税猶予の継続、農業者年金を受領しながらの営農の継続などにより地産地消を進め、農地の有効利用と担い手の育成を図るとともに学校給食に自由な献立を実現することにより児童生徒の健康増進、食農教育の推進、一般家庭や外食へのPRを進め、安全な地域食材の生産と消費の振興を図る。 |
| 21 | 大分県 | 大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会 | ハウスワイン(自家製果実酒)特区 | 大分県安心院町内全域 | 安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。また、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。 |
| 22 | 大分県 | 大分県 | 有害鳥獣被害防止推進特区 | 大分県(ただし有害鳥獣による被害常襲地域に限る) | 農林業事業者が被害防止のためにねずみ、もぐら類を捕獲することは例外として認められているため、鳥獣の種類を拡大して、被害の大きいイノシシ、シカ、サル、カラスについても許可がなくても自ら被害防止のために「はこわな」又は「囲いわな」で捕獲できるようにする。 |

| 観光・国際交流分野 [18 構想] | | | | | |
|-------------------|-----|------------------------------|-------------------------------|---------------------|---|
| 1 | 群馬県 | 水上町、水上町観光協会、(有)谷川岳一ノ倉沢ロープウェー | 谷川岳一ノ倉沢代替輸送事業 | 国道291号線(土合一ノ倉沢出合間) | 水上町は、急峻な山岳と豊かな温泉観光町です。知名度の高い谷川岳一ノ倉沢、国道291号線では、車両の集中で渋滞になり、風景地の保全、利用の増進に支障があります。対策として国道291号線を交通規制し、代替輸送手段としてロープウェーを設置し、環境改善や活性化を図ることになりました。この地域は上信越高原国立公園で、自然公園法第14条第3項の規定により、環境大臣の公園事業執行認可が必要で、平成9年2月から環境省に相談を重ねましたが、公園計画の見直しは先送りされ、未だ進展していません。 |
| 2 | 千葉県 | 本埜村 | 「白鳥の里、カエルの楽園・本埜レイクサイド道の駅」構想特区 | 本埜村全域 | 本村は印旛沼をはじめ多様な自然環境資源に恵まれており、コハクチョウが飛来するなど様々な観光資源を有している。そこでこうした特性を活かし、農業・観光・都市交流事業を連携させた事業を推進しているが、都市交流施設設置のための農地転用、開発行為等の規制の特例を導入することにより、事業の遂行が円滑なものになる。 |
| 3 | 山梨県 | 山梨県 | 歴史文化学習支援特区 | 山梨県全域 | 山梨県内には、多くの博物館、美術館、社寺、城跡等が各地域にあるが、これらを訪れるのは、公共交通機関が未発達のため非常に不便である。そこで、市町村が所有するスクールバス等を用いて、これらの文化施設等を結ぶ巡回バス等を有償で広域圏毎に共同運行する。また、NPO等は、博物館等入館者が周辺地域の史跡等を見学できるよう、地域案内車を運行する。これらの運行を促進し、人々の交流と歴史・文化の学習を支援するため、道路運送法第80条第1項の国土交通大臣の許可は不要とし、県知事への届出のみで運行できることとする。 |
| 4 | 長野県 | 長野県 | ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業補助要件緩和特区 | 長野県内全域 | 「ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業」の補助要件を緩和することにより、本県の優れた自然を活用した温泉地の整備が図られ、国民の健康づくりに寄与するとともに温泉地の活性化が期待できる。 |
| 5 | 静岡県 | 熱海市 | 接客業に対する融資対象業種拡大 | 熱海市内全域 | 観光の一翼を担っている「芸ぎ」及び「コンパニオン派遣」業を営む接客業者が、円滑な資金調達により安定した経営基盤を強化するには、中小企業総合事業団の保証対象業種として指定され、各種の融資制度を活用できるようにすることが必要である。よって、「中小企業者の資格及び事業資金の解釈について(昭和39年2月25日付け38中企公総第94号)の一部改正について」(平成14年9月17日付け14中企企第59号)通知の別紙「二 指定業種について」中、「サービス業のd-ハ」から「芸ぎ業」「コンパニオン派遣業」を除く。 |
| 6 | 兵庫県 | 神戸市 | 六甲有馬観光特区 | 神戸市東灘区・灘区・中央区・北区の一部 | 震災後、観光客が落ち込んでいる六甲山・有馬地区において、豊かな自然資源及び温泉を活かし、六甲芸術村構想の実現のため国立公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充や、園地事業承認施設の軽微な変更に関する手続きの簡素化を図り、また、両地区を路線とする定期観光バスルートの簡便な設定を実現することで、観光客のニーズに応じた機動的な対応を可能にし、健康保険組合所有の遊休保養所の活用とあわせて、観光地としての地域の活性化を推進する。 |
| 7 | 岡山県 | 岡山県 | 日中友好観光特区 | 岡山県全域 | 北京市、上海市、広東省の在住者に認められている訪日団体観光旅行に係る短期滞在査証の発給特例を、一定の条件(岡山県と友好提携している中国江西省の在住者が、岡山県に1泊以上する)のもとに拡大する。 |
| 8 | 香川県 | 香川県 | 瀬戸内交流特区(しまたく特区) | 香川県内の島しょ部 | 香川県内の瀬戸内海の島々は、交通基盤などの生活基盤整備が十分でないことに加え、過疎化、高齢化などの急激な進行により、地域活力の低下という共通の課題を抱えている。そこで、交通機関の未発達な島しょ部において、観光施設や民宿等による観光客の有償運送を可能とすることにより、観光の利便性を向上させ、交流の促進や賑わいづくりを図り、豊かな自然や風光明媚な景観を生かした地域の活性化を推進する。 |

| | | | | | |
|----|-----|---------|--------------------|--|---|
| 9 | 香川県 | 高松市 | 城が見えます高松特区 | 高松市の区域の一部(史跡高松城跡指定地域) | 「讃州さめきは高松さまの城が見えます波の上」と謳われ、高松城は、瀬戸内海に臨む水城(日本三大水城)として美しい姿を有していたが、現在、その天守閣は現存していない。謳にあるように、波の上に“城が見えます高松”を復活させるため、高松城天守閣の復元整備を行い、貴重な文化遺産を後世に継承するとともに、これと隣接する港頭地区再開発事業「サンポート高松」や中央商店街を結んだゾーンにおいて、21世紀の高松の新しい顔、新しい都市文化の創造拠点を形成することにより、中心市街地の活性化と観光振興を図る。 |
| 10 | 長崎県 | 長崎県 | しま交流人口拡大特区 | 長崎県下県郡厳原町・美津島町・豊玉町、上県郡峰町・上県町・上対馬町 | 対馬は、韓国と地理的にも歴史的にも関係が深く、また、山林や国定公園地域など豊かな自然に恵まれているなどの地域特性を活かし、韓国釜山との定期航路の開設など、韓国との国際交流を柱に据え、地域振興に取り組んでいる。さらに、韓国人観光客のノービザ化、国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和などの規制の特例を導入することによって、交流人口の拡大と、自然と共存した受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興や地場産業の振興を推進するものである。 |
| 11 | 熊本県 | 菊池市 | 韓国修学旅行者等の査証発給の特例 | 九州地域 | 韓国人が日本へ容易に渡航でき、国内旅行並みの旅行工程になるように小・中・高校生の修学旅行者・スポーツ・文化交流団体等の渡航査証の早期免除を行う。 |
| 12 | 沖縄県 | 沖縄県 | 国際観光・保養特区 | 沖縄県全体 | 沖縄振興計画においては、観光・リゾート産業を本県の重点産業と位置づけ、その観点から観光振興計画を策定し、平成23年には、現在の3倍の60万人の外国人観光客数の目標を掲げている。このため、今後ダイナミックな誘客を図る上で、本県に直行便のある台湾、香港(休止中)及び韓国からの団体観光客の査証免除が必要不可欠である。なお、その導入にあたっては、不法就労等の抑止を考慮に入れ、出発地域の旅行業者を活用し、旅行者の身分確認のための体制づくりを図るとともに強力な誘客キャンペーンを実施する考えである。 |
| 13 | 沖縄県 | 石垣市 | 観光ビザ発給要件の緩和 | 石垣市行政区域全域 | 本申請は、歴史的に人・経済・産業的交流の深い台湾の中学・高校生の修学旅行を限定としたノービザ制度の導入であり、実現可能となれば、両国の次世代を担う若年層の国際的視野育成の醸成と、国際協力、地域活性化の人材育成に資することができ、国境の地の利を生かした街づくりの起爆剤としたい。 |
| 14 | 青森県 | 三沢市 | MISAWA・アメリカ村国際商業特区 | (仮称)アメリカ村区域(約5ha) | 現在三沢市が進めている中心市街地活性化事業(通称:アメリカ村構想)において、外国人を対象としたチャレンジショップ等の立地や保税蔵置場における特定商品の販売等を可能とする規制の特例事項の導入により、三沢市の地域特性を活かした国際交流型の「国際色に彩られた賑わい商空間づくり」を実現し、地域の活性化を図る。 |
| 15 | 兵庫県 | 神戸市 | 国際みなと経済特区 | 神戸市の区域の一部(ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区及びその他の臨港地区) | 「国際みなと経済特区」において、外国人研究者のみに認められている在留資格の特例(在留期間の5年への延長、諸申請優先処理)を、「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」にも広く適用することで、海外の優秀な人材との人的交流をいっそう活性化させる。また会社設立にあたっての印鑑証明書提出義務の緩和、税制に関する文書照会制度の整備に関する特例をあわせて提案し、外国・外資系企業にとっての参入障壁を緩和し、対内投資の更なる推進につなげていく。 |
| 16 | 福岡県 | 福岡県、福岡市 | 福岡アジアビジネス特区 | 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部(九州大学筑紫地区) | アジアでのビジネス展開を目指す内外企業の集積を図り、地域の経済活性化を推進するため、海外の優秀な人材の確保や海外からの投資意欲の向上、博多港の国際ゲートウェイ機能の強化につながる外国人の在留資格要件の緩和(「投資・経営」、「企業内転勤」、「留学」資格活動の範囲拡大等)や外国人による会社設立要件の緩和、カポターゲットに係る規制の緩和などについての提案をおこなう。 |

| | | | | | |
|----|------|-----|-----------------------|-------------------------------------|---|
| 17 | 沖縄県 | 石垣市 | クリアランス業務限定の 海域指定特区 | 図示 | 中国、台湾間においては、政治的な理由から直接貿易、船舶・航空機の直接乗り入れが禁止されており、第三国を経由する場合においてのみそれが認められている。日本の最南端に位置し、台湾・中国の経済特区の集中する中国沿岸部から近距離にある石垣港は東南アジアの玄関港として注目され、クリアランス業務が増加している。 しかしながら、年々増加・大型化する同船の入港に石垣港の港湾区域では対応できないため、沖縄地区税関をはじめとする海上関係機関のご配慮を受け、緊急避難的に特区申請海域にて対応しておりますが、現状の法整備の下では困難な状況にあり、当該特区構想の特認について特段のご配慮を賜りたい。 |
| 18 | 神奈川県 | 横浜市 | 文化芸術創造交流特区 | 都心臨海部(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下地区) | 開港都市としての歴史や文化、ウォーターフロントなど、横浜のオリジナリティを活かし、文化芸術、観光の振興による都心臨海部の活性化を図るため、文化芸術関連産業の振興や人材の育成、イベントの開催、歴史的建築物や空きビル・倉庫の利用促進等を図るための特例措置を導入する。これにより、創造力あふれる個性的なまちづくりを推進し、市民、企業、NPO、観光客等多様な人々の交流を促進するとともに、文化芸術に関連する産業の誘致や新産業の創出を図り、都心の再生を図る。 |

| 産業創造・産業再生分野 [16 構想] | | | | | |
|---------------------|------|-----|------------------|--------------------------------------|---|
| 1 | 東京都 | 大田区 | OTA国際産業・知的財産推進特区 | 大田区臨海部、工業系地域、羽田空港沖合展開跡地及びその周辺地域 | 中小企業の知的財産戦略を推進し、「OTA」の高度な技術集積を生かした新技術・製品の研究開発を集約するとともに、羽田空港の国際化とのリンクによる海外との技術・取引の交流を活発化することで、本特区をアジアを中心とした海外地域との国際ビジネス、国際交流の拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。 |
| 2 | 北海道 | 北海道 | ベンチャー創出(産学官連携)特区 | 札幌市 | 北海道大学の敷地に立地する「北海道産学官協働センター(コロボっかいどう)」における産学官の連携をより一層促進するため、改正研究交流促進法に基づく国立大学等の敷地を廉価使用できる対象範囲の拡大などにより、大学や研究機関の研究成果を活用したベンチャー企業など新産業の創出を促進し、国際的な産学官連携拠点の形成を図る。 |
| 3 | 山形県 | 山形県 | 超精密技術集積特区 | 山形市、米沢市、寒河江市、上市市、天童市、東根市及び高畠町の全域 | 地方拠点法に定める「産業業務施設」の業種規制の緩和に係る特例事項により、同法に基づく業務団地である「オフィスアルカディア米沢」への工場施設の立地を可能にし、「超精密技術集積特区」構想に掲げる「有機エレクトロニクスバレー」等のプロジェクトの早期実現を図る。 |
| 4 | 茨城県 | 茨城県 | 鹿島経済特区 | 鹿嶋市、潮来市、鹿島郡及び行方郡の全域 | 今回の提案では、既存の基礎素材プラント集積を活用したファインプラントの設置促進を図るための石炭法のレイアウト新設・変更許認可権の市町村長への権限委譲と償却資産の加速度償却制度の創設等のほか、コンビナートの集積強化に向けた他の防油堤配管の通過制限の撤廃や副産物への非課税化に加え、大型合併による国際競争力の向上を図るための法人税欠損金の取扱について欧米並みにするなど、コスト競争力の高い産業拠点づくりを目指す。 |
| 5 | 埼玉県 | 越谷市 | ものづくり拠点整備推進特区 | 越谷市全域 | ものづくり拠点(工業団地)整備を推進するにあたり、都市の健全な発展等を目的とする都市計画法において、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域について、条例で開発許可が可能な区域や用途等を定める場合に限り、農業振興地域農用地区区域の除外、転用にかかる権限委譲等の規制特例を導入し、手続きの簡素・短縮化を図る。もって、事業の効率化・迅速化が図れ、企業ニーズに沿った移転用地の提供等が可能となり、地域産業の健全な発展、地域社会における豊かな生活環境の向上に資する。 |
| 6 | 東京都 | 墨田区 | 産業活力創生特区 | 墨田区 | 戦後の高度成長期を支え、現在も都心近接型の産業集積を誇る当地域において、専門職大学院の設立要件の緩和など規制の特例を導入し、産学官連携の活用等による既存企業の活力の再生、ベンチャー支援も含めた新産業創出を図る。 |
| 7 | 神奈川県 | 横浜市 | 京浜臨海部再生特区 | 横浜市鶴見区及び神奈川区の区域の一部(臨海部の工業地域及び工業専用地域) | 「京浜臨海部再生特区」では「国際競争力のある産業拠点の形成」を構想に掲げ、バイオ、ITなど今後成長が期待出来る産業への構造転換を目指している。そのためには最新技術の開発、事業の創出が図れる環境整備が重要であり、特にITインフラとしての情報ネットワークシステムの形成は欠く事のできないテーマとなっている。 本特区においては、「電波法」によって「10～450kHz」に使用周波数範囲が制限されている「電力線搬送通信」について、漏洩電波問題に配慮した上で、京浜臨海部再生特区内に試験局を設置、社会適合性を確認すると共に、使用周波数の規制緩和による学究組織の集積、企業の開発環境の整備、将来のネットワーク形成等を目指す。 |

| | | | | | |
|----|-----|---------------------|----------------|--|--|
| 8 | 長野県 | 長野県 | 木材産業振興特区 | 長野県全域 | 木材関係施設整備等についての林野庁補助事業の補助対象となる事業主体について、5者以上で組織される団体等に限定する制限を撤廃し、5者未満で組織する団体及び事業者等も対象に加える。通常の補助率2分の1以内に対し、木材関連業者等の組織する団体に対する補助率が3分の1以内とされる扱いもあわせて撤廃し、5者未満で組織する団体及び事業者等を含む全ての事業主体に対し一律2分の1の補助率を適用する。以上により、民間による事業拡大や新規参入を促し、民間活力を最大限活用して地域材の利用を促進する。 |
| 9 | 長野県 | 長野県 | 公共建築物内装制限緩和特区 | 長野県全域 | 建築基準法施行令第129条により、特殊建築物の内装について、規模や用途により制限が掛けられているが、公共建築物について、防火管理等一定の基準を満たす部分で、内装制限を緩和する。この規制緩和により、公共建築物の内装に木材を使用することができ、県産材の利用を促進し、林業・製材業の振興を図る。 |
| 10 | 岐阜県 | 岐阜県、八幡町、岩村町 | スイートバレー・情報形成特区 | 岐阜市、各務原市、大垣市、関市、美濃市、八幡町、多治見市、瑞浪市、土岐市及び岩村町の全域 | 県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」において、(1)高度なIT関連産業や優秀な人材の一層の集積、(2)地域情報化の推進、を目指しており、高度情報化社会における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情報」の形成を図る。 |
| 11 | 愛知県 | 愛知県、豊橋市、蒲郡市、御津町、田原町 | 国際自動車特区 | 豊橋市及び蒲郡市並びに愛知県宝飯郡御津町及び渥美郡田原町の全域 | 国際自動車特区において、回送運行車の仮ナンバー（回送運行番号標）の廃止及び回送運行車にかかる自賠責保険の特例の創設により自動車流通機能の向上を図るとともに、自動車リサイクル施設の設置に関する廃掃法上の手続の簡素化と広域再生利用指定制度の拡充により自動車リサイクルを推進する。 |
| 12 | 大阪府 | 大阪府 | コミットメントライン特区 | 大阪府全域 | 特区内において、経済的弱者保護を強化しつつ、中小株式会社又は株式会社以外の法人（有限会社、相互会社、医療法人、学校法人、その他公益法人）に対してコミットメントラインという便宜性・透明性の高い資金調達手段を広く提供する。具体的には、コミットメントラインの現行規制に欠けているコミットメント上限規定及び適格貸主基準を導入し、併せて適格借主基準を大幅に緩和する特例措置である。 |
| 13 | 兵庫県 | 兵庫県 | ものづくり特区 | 尼崎市の区域の一部（国道43号線以南の区域） | 製造業等の工場の機能・設備の更新、工場跡地への工場の新設等については、敷地面積が9,000㎡又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡をこえる場合、敷地面積の25%以上の環境施設面積（20%以上の緑地を含む）の確保が義務づけられており、こうした個別規制は、工場の機能・設備の更新、工場跡地等への工場の新たな進出等の障壁となっていることから、上記環境施設面積の確保義務については、本特区内の地域において、地方公共団体や市民団体が計画的に進める緑地の創出や森づくりへの参画・負担を条件に、地方公共団体が定める基準まで緩和する。 |
| 14 | 宮崎県 | 宮崎県 | みやざきe-焼酎特区 | 宮崎県全域 | 通信販売で販売を規制されている酒類の範囲の緩和により、ホームページ上で本県の焼酎すべての銘柄が販売できる方法確立し、本県の焼酎の知名度・人気度アップ及び消費拡大を図るとともに、本県の地域特性を活かした産業である焼酎産業の発展、さらには本県の経済の活性化につなげる。 |
| 15 | 沖縄県 | 名護市 | 金融テクノロジー開発特区 | 名護市 | 我が国経済の持続的発展のためには、金融機関をはじめとする我が国企業の国際競争力を高めることが極めて重要となっている。そのためには、規制緩和やIT化の進展に積極的に対応し、銀行、保険、証券などに関する新たなサービスについて、試行的実験的に実施し、その効果の評価と波及に努める必要がある。従って、我が国唯一の金融業務特別地区の指定を土台に金融の実験場、ショーウィンドウを作り、相乗効果の発揮に努めることで、金融産業の集積や新規産業の創出により、地域経済の活性化と同時に、我が国全体の経済の活性化が実現する。 |

| | | | | | |
|----|----------|------------------|----------------|-------------------------|---|
| 16 | 東京都、神奈川県 | 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市 | 東京湾岸地域における経済特区 | 東京湾岸地域において各自治体が指定する特定地区 | 東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される、環境・エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講じることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。 |
|----|----------|------------------|----------------|-------------------------|---|

| 国際物流分野[11構想] | | | | | |
|--------------|------|-------------------------------------|--------------------|---|---|
| 1 | 宮城県 | 石巻市、石巻商工会議所、石巻魚市場買受人協同組合、石巻市水産振興協議会 | 北洋漁場における外国漁船入港水揚特区 | 石巻漁港区域 | 「外国人漁業の規制に関する法律」第4条の規制緩和により、北洋漁場で操業する外国人漁船を直接石巻漁港に入港水揚げさせ、加工原魚の安定確保やコスト削減を図り、石巻魚市場や背後地の加工団地を中心とした、冷凍冷蔵・倉庫・運送・船舶修繕等を巻き込んだ大規模な物流を発生させる。 |
| 2 | 千葉県 | 千葉県 | 電子タグ活用流通特区 | 千葉県全域 | 産業・生活面での多様な活用が期待される電子タグについて、首都圏にあり、成田国際空港や千葉港、幕張新都心をはじめとするIT関連企業集積、全国2位の農業を始めバランスの取れた産業集積など、電子タグにかかる技術開発や活用面での抜群の優位性を有する千葉県において、新たな国際標準となる電子タグの電波帯の活用にかかる規制緩和を行うことにより、流通・物流、環境、健康等生活の様々な分野での実証実験や活用促進を図り、もって電子タグ関連産業の育成・集積や物流・流通の高度化及び県民生活の利便性の向上を図る。 |
| 3 | 北海道 | 稚内市 | 国際交流特区 | 稚内港臨港地区 | 当市は、ロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、サハリン州との「人」や「もの」が行き交う、海に開かれた賑わいある国際交流都市の形成を目指している。現国際交流特区では、「税関の臨時開庁手数料の軽減」と「執務時間外における通関体制の整備」の規制の特例措置により、物流の効率化が図られた。また、申請予定の「数次短期滞在査証の発給要件の特例」や今回、再提案する「外国人在留資格の特例」はサハリンプロジェクトの支援基地として、関連資機材の加工等の外国企業や関連業務の誘致の弾みとなるものである。 |
| 4 | 東京都 | 東京都 | 国際港湾特区 | 中央区、港区、江東区、品川区、大田区及び江戸川区の全域並びに中央防波堤内側埋立地の全域 | アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力が低下し、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 「国際港湾特区」の設置により税関の執務時間外の体制が本格的に整備され、時間外手数料が半減されることで一定のサービス水準の向上が図られたが、検疫の執務時間外の体制整備や習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和など規制の特例を拡充し、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。 |
| 5 | 神奈川県 | 横浜市 | 国際物流特区 | 横浜市の区域のうち、横浜港臨港地区(横浜市金沢区八景島の全域を除く。)及び特別工業地区(金沢産業団地地区及び鳥浜工業団地地区) | 地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市「国際物流特区」では、既に実現されている通関手続きに関する特例措置に加えて、検疫のフルオープン化や迅速化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施、保税制度の機能の充実を図る特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。 |
| 6 | 福井県 | 福井県 | 福井港港湾物流特区 | 福井港臨港地区の一部 | 不開港・検疫未指定港に直接入港できるよう手続きの簡素化をすることで、開港・検疫港に一時寄港する経費と時間の削減による物流コストの低減、モーダルシフトによるCO2の削減を図り、もって福井港の競争力強化および港背後地域の活性化を図る。 |
| 7 | 愛知県 | 名古屋港管理組合(愛知県及び名古屋市を設立母体とする一部事務組合) | 名古屋港産業ハブ特区計画 | 名古屋港臨港地区(名古屋港周辺市町村) | 名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。そこで、名古屋港の背後圏に広がる「ものづくり産業」の基盤である鉄鋼製品をはじめとする重量物の輸送における規制の特例事項と、「ものづくり産業」を中心に展開される部品・製品の輸出入における効率化を図る関税法関連の規制の特例事項を提案することにより、港湾内外における物流の高度化を進め、「ものづくり産業」の更なる国際競争力強化を推進する。 |
| 8 | 岡山県 | 岡山県 | 国際空港物流特区 | 岡山空港地域(敷地面積 187.2ha)(岡山県岡山市日応寺) | 中四国地域の航空貨物基地である岡山空港において、国際航空貨物便の運航を誘導し、航空貨物取扱量をさらに増大させるため、国際線貨物チャーター要件を一部緩和するとともに、物流コスト低減とサービスの向上を図り、地域経済の活性化を目指す。 |

| | | | | | |
|----|-------------|-------------|-------------------|---|---|
| 9 | 山口県 | 下関市 | 下関市・東アジアロジスティクス特区 | 下関港臨港地区の一部(本港地区及び岬之町地区) | 今回の第3次提案として、港域におけるコスト面での競争環境を整え、下関港の特徴を活かした事業展開を図る民間の自由な活動を支援するため、1)強制水先の必要な船舶(外国船籍)の見直しについては、航海実績の回数を国内船長の倍数の1.2回とし、合わせてAIS、ARPA、SMC等を備えた船舶のみとした。コミュニケーション問題は、世界共通語の英語が最も有効であり、十分であると考える。2)検査証を有しない外国籍コンテナシャーシの国内通行規制の可能化については、通行ルートを限定することで安全性は確保できると考える。 |
| 10 | 福岡県 | 北九州市 | 北九州市国際物流特区 | 北九州市全域 | 現在、認定されている北九州市国際物流特区の目指す我が国における港湾の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止(産業再生)による日本経済再生及び構造改革の推進をより促進させるため、港湾の利便性向上及び産業集積を促進するための規制緩和を提案するもの。 |
| 11 | 茨城県、栃木県、群馬県 | 茨城県、栃木県、群馬県 | 国際物流特区 | (茨城県)日立市、東海村、ひたちなか市、水戸市、大洗町、茨城町、友部町、岩間町、笠間市、岩瀬町、下館市、小川町、つくば市、(栃木県)宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、芳賀町、喜連川町、南那須町、黒羽町、西那須野町、(群馬県)前橋市、高崎市、太田市 | 常陸那珂港を中心とする港湾区域と北関東自動車道沿線地域等に国際物流特区を設定し、茨城・栃木・群馬の3県が共同で物流拠点の形成とネットワーク化を促進することにより、首都圏における新たな国際物流拠点の形成を図る。港湾においては、手続きの簡素化やコスト低減化を進めるとともに、後背地域においては、インランドデポの機能強化など物流拠点の効率化や立地規制の緩和等により、産業の活性化を図る。 |

| 環境・エネルギー分野 [10 構想] | | | | | |
|--------------------|-----|-----|----------------------|---------------------------------|---|
| 1 | 山形県 | 新庄市 | バイオマスによる地域循環型社会の形成特区 | 山形県新庄市の全域 | 生物資源が豊富な本市は、バイオマス技術による地域循環型社会の構築をめざしている。バイオマス資源の循環による有機肥料製造を行い、「ソルガム」を栽培し、その絞り汁からバイオエタノールを製造し、ガソリンと低濃度で混合した市公用車を走行させる。当エタノールは販売会社から購入するが、アルコール事業法では自動車燃料用では工業用途としては認められないため、酒税相当額が付加された特定アルコールとしての購入となる。国の「E10 構想」実現のためにも「一般アルコール」と同様の使用とする特区提案を行う。 |
| 2 | 埼玉県 | 川口市 | 溶融スラグ有効利用特区 | 川口市 | 溶融スラグを路盤材やアスファルト舗装骨材として利用するに当たり、安全性及び適性について実証試験等が数多く行なわれ、国土交通省をはじめ多くの公的機関により利用指針等が示されている。一方、廃掃法上、溶融を行った市町村が発注した公共建設工事に利用する場合を除き、他の公共団体において使用する場合は、含めたその他の場合は、流通経費を含め有価性が必要とされ、そうでない場合は、廃棄物として処理することとされている。特区内において、資源の有効利用の観点に立った、法令等の弾力的な運用、規制の緩和を求めるものである。 |
| 3 | 千葉県 | 千葉県 | ITリサイクルポート特区 | 木更津港を中心とする周辺地域 | 平成15年4月に「リサイクルポート」に指定された木更津港を拠点とした海上静脈物流に関し、物流分野での活用が期待される電子タグを導入するための規制緩和による、効果的で、安全かつ高度な流通管理並びに廃棄物(循環資源)の広域再生利用指定制度による、海上静脈物流の促進と適正な廃棄物輸送の推進による循環型社会の構築を図る。 |
| 4 | 静岡県 | 掛川市 | BDFリサイクルによる循環型社会形成特区 | 掛川市 | 今後、循環型社会を形成していくには、水質汚濁防止と省エネルギー、廃棄物減量につながる食用油のリサイクルは、大変重要と考える。掛川市が廃食用油からBDFに精製した燃料に対し、軽油引取税を非課税とすることにより、BDFの使用が確保され、廃食用油の効率的な精製手法が確立されるように事業推進を図る。 |
| 5 | 愛知県 | 愛知県 | 「食と農」リサイクル特区 | 県内市町村 | 愛知県内の市町村において、食品リサイクルを通じて「食と農」に取り組む先進地域を形成する。地域内の大型食品スーパー等から出る食品残渣を地域内の地元農業で有機肥料として活用するとともに、都市の消費者と農村の生産者を「地産地消」のキーワードで結びつけ、地域全体の活性化につなげていく。 |
| 6 | 愛知県 | 愛知県 | 下水道汚泥再生利用促進特区 | 県内市町村 | 今後増加が見込まれる下水道汚泥やその焼却灰を再生利用認定制度の対象物として追加することにより、セメントやタイル、陶管など地場産業の原材料として再生利用を促進し、環境負荷の軽減や循環型社会の形成促進、また、地域産業の支援を図る。 |
| 7 | 三重県 | 鳥羽市 | 環境にやさしい風車(風力発電)特区 | 鳥羽市域内における伊勢志摩国立公園の普通地域(鳥羽市船津町域) | 現在使用されているエネルギーの大半は、石油や石炭、天然ガスなどの燃焼によって二酸化炭素を排出する化石燃料で、この化石燃料には限りがあり、エネルギーの安定供給の確保が課題となっており、また、地球温暖化の要因といわれる二酸化炭素の排出量を削減する方策として化石燃料消費の発電方式に代わり、経済性を担保できる唯一の国産エネルギーとして風力を利用した発電方式の導入はグリーン電力の供給という使命を担うもので非常に有意義である。 |

| | | | | | |
|----|------|------------------------------|---|---|--|
| 8 | 大阪府 | 高槻市 | 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(NOx・PM法)の適用除外 | 自治体をはじめ電気事業者、ガス事業者等が所有する道路交通法における緊急登録車両並びに消防行政が所有する特殊車両のNOx・PM法の適用を除外 | 走行距離が非常に少なく窒素酸化物の排出寄与度も小さい車両に対してもNOx法の適用を行うことは、リユースの観点から環境への配慮に逆行する場合も考えられる。特に、自治体、電気・ガス事業者が所有している緊急時等を想定して配備されている車両については、高額な車両が多く、中でも、消防行政の地震体験用起震車や緊急輸送時に使用するバス等については、走行距離が非常に少ないにもかかわらず、特例猶予の対象となっていない。このことから、道路交通法における緊急登録車両及び消防行政が所有する特殊車両については、NOx法の適用を除外し、自治体において年式、走行距離等を勘案した使用制限基準を設置し、自治体における独自判断において、きめ細やかな規制を行う。 |
| 9 | 大分県 | 大分県 | エコエネルギー導入推進特区 | 大分県内の自然公園区域 | 大分県は、地熱発電では全国の約28%(全国1位)を占めるなど自然エネルギーの利用・開発に積極的に取り組むとともに、平成14年度に大分県エコエネルギー導入促進条例を制定し、新エネルギーの導入促進に努めている。今後は、自然エネルギーである風力発電を有効に活用することにより、エネルギーの安定供給と地球環境保全に資する。 |
| 10 | 鹿児島県 | 名瀬市、大和村、宇検村、住用村、龍郷町、笠利町、瀬戸内町 | 奄美大島リサイクル特区 | 奄美大島全域(1市3町3村) | 特定家庭用機器再商品化法(通称:家電リサイクル法、平成10年法律第97号)の枠外地区として奄美大島地区(1市3町3村)を指定し、同法に定めるリサイクル率を確保するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理基準に従い、リサイクルを行うものとする。 |

| 医療分野[7構想] | | | | | |
|-----------|-----|---|---------------------|---------------|---|
| 1 | 宮城県 | 仙台市 | 国際知的産業特区計画 | 仙台市の全域 | 学都仙台といった地域の特性を活かし、東北大学等の研究機関が持つ世界レベルの先端技術を活用した健康分野における未来医工学活用の研究開発の推進とあいまって、感染症医療・電子カルテ医療情報化における規制の特例を導入することにより、感染症罹患率の低下による医療費の削減や医療ネットワークの普及促進による地域医療レベルの向上が図られ、医療分野における新産業の創出を促進するとともに、地域における豊かな健康福祉社会の実現を図る。 |
| 2 | 福島県 | 福島県 | 知的創造・開発特区 | 会津若松市及び郡山市の全域 | 県では会津・郡山地域において産学官連携による医療福祉機器産業の創出を図る施策を推進しており、これに合わせ同地域に特区を設定し、事業シーズの獲得から事業展開まで必要な規制の特例を実現することにより、新しい医療福祉機器の開発及び事業化を促進し、新産業創出とさらなる産業集積による地域経済再生の実効性を高める。本年4月に外国人研究者の受入促進事業を盛り込んだ特区計画の認定を受けており、今回の提案で、最後の段階の事業展開に必要な規制緩和を提案し、開発した医療機器をいち早く市場に出せる体制を整備する。 |
| 3 | 千葉県 | 医療法人鉄蕉会 亀田総合病院、鴨川市 | 鴨川医療特区 | 千葉県 鴨川市 | 「鴨川医療特区」での規制緩和によって実現することは、臨床教育において、先進の技術を習得する上で様々な障壁となる規制がある。鴨川市に規制緩和地域を設け、世界最先端の医療技術修練の拠点モデルを構築する。そして、先端研究施設の誘致を推進する。外国医師による診療や混合診療により、患者様の自由な選択に基づいた多様な診療の組み合わせを提供する。 |
| 4 | 長野県 | 楢川村 | 過疎地域国民健康保険診療所の民営化特区 | 長野県楢川村 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に特例を設けることによって過疎地域の公営(国民健康保険)診療所を民営化し、より一層小回りの効いた医療サービスを確保するとともに行政の財政負担の軽減を図りたい。 |
| 5 | 静岡県 | 熱海市 | 温泉療法への公的医療保険等の適用 | 静岡県熱海市全域 | 温泉療養については古くから採用されている手法であるが、我国では健康保険の保険給付適用外であったことから、療養手段として国民に普及していなかった。この温泉療養を療養給付の対象とし、また温泉を利用した保健事業を予防医学と位置づけることにより、「寝たきり」や「ボケ」にならずに活動的に生活できる期間を高め、医療費の低減にも寄与する。 |
| 6 | 大阪府 | 創業推進連絡協議会(塩野義製薬(株)、大日本製薬(株)、武田薬品工業(株)、田辺製薬(株)、藤沢薬品工業(株)、大阪大学、国立循環器病センター、国立大阪病院、大阪府医師会、日本製薬工業協会、日本CRO協会、日本SMO協会、大阪商工会議所、大阪医薬品協会、大阪府) | バイオメディカル・クラスター創成特区 | 現認定特区計画の範囲 | 日本での「治験の空洞化」を解消するための一助となる「大阪圏治験ネットワーク構想」を実現するために、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第27条を緩和し、共同IRB(治験審査委員会)の設置をNPO法人に拡大することとし、NPO法人が設置する共同IRBと各医療機関が設置している施設IRBとで治験における調査審議等の役割分担を行うもの。これにより、治験に関する調査審議の効率化を図りながら、同時に治験の迅速化や質の向上を目指すもの。 |
| 7 | 福岡県 | 福岡市 | ロボット開発・実証実験特区 | 福岡市及び北九州市の全域 | 福岡市・福岡県・北九州市が共同で提案した「ロボット開発・実証実験特区」構想(平成15年1月提案)について、規制の特例の追加提案を行う。文部科学省の設置する「高度先端医療開発センター」において臨床試験として行われるロボット手術については、健康保険法に基づく個別の承認を必要せず、特定承認保険医療機関における高度先進医療として、迅速に認められることとする。これにより、ロボット医療関連の研究開発が促進され、関連産業の集積などの地域活性化が期待される。 |

2. 民間企業等

| 教育分野[38構想] | | | | | |
|------------|-------|---|--|--------------------------------------|---|
| 1 | 民間企業等 | こんな学校にしたい会 | 子どもの権利条約に基づく(自律・自学・自治)の学校 | 浦安市および近隣地域 | 設置場所…浦安市海楽にある県立浦安高校の空き校舎 対象…小・中・高校生 契約内容…5年契約とし、自律・自学・自治の学校を目指す。子どもの年齢と関心に応じて、年間3つ以上のプロジェクトに取り組み、学期末または学年末に発表会を行う。発表会には市民も招待する。年間50冊以上の本を読む。漢字検定・英語検定・数学検定・そろばん検定などを各自の力を確かめるために、受けることができる。 |
| 2 | 民間企業等 | (株)日本公益基金人材開発センター | 東京都(23区)ビジネスインターンシップ実施フロンティア・ハイスクール指定校資格授与の第三者機関申請 | 東京都内23区(一区に付一校) | 既に3年間の実績の在る当校で企業出身者による本格的なビジネスインターンを都内で始めていく。 |
| 3 | 民間企業等 | NPOバイリンガルろう教育センター(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター) | バイリンガルろう教育特区 | 東京都(近県から通学する場合は該当する県も含む) | 現在、全国の聾学校では、ろう児の言語である日本手話による教育が行われておらず、しかも聾学校教員の殆どは日本手話を使用することができないのが現状である。そのためろう児は教員とのコミュニケーションがとれず、指導内容・授業内容が理解できない。これらの問題を取り払い、日本手話による聾教育を行うことにより、ろう児の学習権を保障するために本校は開校された。また日本手話の使用によりコミュニケーションの問題が克服されるため、少数の教員によって多数の児童・生徒に対する指導が可能であり、結果として生徒一人あたりの教育費の主たる出費である人件費を節減できる(現状の聾学校における生徒1人あたりの教育費用は年間9,657千円余りであり、一般小学校901千円の約10倍にも上る)。さらに、ろう者教員として雇用の促進につながる。 |
| 4 | 民間企業等 | NPO法人東京シュタイナーシューレ | NPO法人立シュタイナー学校設置計画 | 東京都三鷹市牟礼(現校舎)あるいは市内の別物件、東京都三鷹市の近隣自治体 | 学校設置NPO法人が、子どもの教育に対する社会の多様なニーズに応えるため、その設置要件である「不登校児童生徒対象」に「特別な事情を持つ子どもも対象とする」を付記し、その運営をより安定させるために、設置要件から「校地校舎の自己所有」を撤廃し、学校設置NPO法人にも学校法人と同等の税制優遇措置を講じるが、あるいは、既存学校法人と同様もしくはそれに準ずる私学助成制度を設ける。あるいは、認定NPO法人と同等の優遇措置を講じる。 |
| 5 | 民間企業等 | テンプル大学ジャパン | 国際高等教育推進特区 | 港区の全域 | 港区は経済的、政治的に国際化が進み海外大学日本校の果たす役割が大きい。日本での認可がないため運営上不利益な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関から認定があれば日本の大学またはそれに順ずるものとし、同等の法的立場を与える、または大学設置基準等の規制を緩和し、日本の大学と同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。 |
| 6 | 民間企業等 | 株式会社ピンチェンジ | 小学校低学年へのIT教育の実施=教育特区の拡大 | 広域的な対応が望ましい | 不況対策でもあるe-JAPAN構想でも取り上げられているIT国家戦略として、IT教育特区なるものを設定、全国2,3箇所の広域地域、外来のソフトに馴染む前に純国産機器で徹底したIT教育を行う。それを支える為にハードソフトの両面からの開発環境を整える。多様なアプリケーションもジャンル毎のプラットフォームに準拠した形で供給される。単機能化された端末は個人使用で色々なシステムとの情報交流で、非常にハイパフォーマンスが約束される。 |
| 7 | 民間企業等 | 株式会社学育舎 | 学校設置会社による大学特区(株式会社立4年制大学:インターナショナル・ユニバーシティ) | 全国規模 | 当提案の目的は、授業への出席率を重視した上で、十分な学習時間の確保とITを活用した合理的学習法の確立、グローバル化に対応した英語習得力の向上による新しいタイプの大学を設置し、教育課程の弾力化や学習活動においての規制の特例を導入することで、実社会で即戦力となりえる実務力とグローバル化に対応できる英語力を備えた人材を育成する。 |

| | | | | | |
|----|-------|----------------------------|------------------------------|--|---|
| 8 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガル マイルド | 株式会社大学特区 | 東京都、大阪市 | 教育の質を向上させ、時代を担っていく優秀な人材を育成するために、教育の現場に株式会社が参入して、既存の公営学校・私立学校と競争しながらサービスの向上を図ることが重要であると考えます。特に「公民教育の橋渡し」と「社会で活かせる職業教育」を実現するために、大学教育のより一層の充実化が求められます。そのような視点に基づいて、生涯教育も実現できる職業教育を大学教育の中核に置くのが、本特区の最大の理念です。 |
| 9 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガル マイルド | 教育の公設民営特区 | 全都道府県 | 現在の公設学校は、公営であるが故に個性的・特徴的で魅力のあるサービス(授業内容)に乏しい。しかし、公設学校が不要であるということでは決してない。すなわち、公設学校には公設学校としての授業料の安さ等のメリットが存在するのである。このメリットを活かしつつ、さらに公設学校の教育の質を向上させ、時代を担って行く優秀な人材を育成するという基本理念を掲げるとき、公設学校には管理・運営の全てにおいて民間の手法を取り入れることが必要な時期に来ているのではないだろうか。それを実現するのが本特区である。 |
| 10 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガル マイルド | 日本語学校の設置基準を緩和する特区 | なし(全区市町村で可能) | 財団法人日本語教育振興協会の「日本語教育施設の運営に関する基準」の中の「校地・校舎を自ら所有していなければならない」とする規制を緩和する特区を提案します。これによって、日本語学校の新規開設が増加し、留学生受入れ、外国人観光客の増加といった効果が見込まれます。 |
| 11 | 民間企業等 | 全国チャーター・スクール研究会 | 東京バイリンガル・スクール特区 | 東京都文京区 | 東京都心で文京地域という特性を生かし、英語を中心にしたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「授業料の徴収及び私学助成の対象の拡大」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。 |
| 12 | 民間企業等 | 特定非営利活動法人 21世紀教育研究所 | Alternative 中学・高校特区 | 東京都 | 自分を見失ったり自信をなくしている生徒や、個性豊かな生徒を個別に育てて行くには、既存の学校では規制が多く対応ができない。また、社会へ送り出すための予行演習を行う場であるべき学校に学校以外の社会経験を有しない教員だけ配置する事には、対応上の無理があり、既に民間で実施しているAlternative Schoolやフリースクールと言った運営上の良いところも導入しつつ、個別子どもとの向き合いを重視した柔軟な中学・高校の運営を目指す。授業料を抑え、多くの生徒が利用しやすいようにするためには助成金の支給も不可欠である |
| 13 | 民間企業等 | 特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会 | 「NPO法人」等に公立学校の運営を委託することができる。 | 公立学校の設置者と運営者の分離 | IWC / IAC 国際市民の会では、創設以来20年の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、NPO法人の特色と実績を活用した国際理解教育を旨とした学校運営を行う。 |
| 14 | 民間企業等 | 特定非営利活動法人 東京シュレ | NPO法人による不登校の子どものための新しい学校設置特区 | 東京都内 | NPO法人フリースクールの実績を生かして不登校、もしくは不登校状態の子どものための新しいタイプの学校を設置する。その際、既にフリースクールの職員で実績があり、且つ教員免許状を持たない者に対し、特別活動に限定した特別免許状が与えられるようにすることで、貴重な人材を正職員として雇用することができるようにする。 |
| 15 | 民間企業等 | 特定非営利活動法人 文京教育トラスト | 「文京 こどもステーション」構想 | 文京区(ただし、受益者として、近隣(新宿区、豊島区、北区、千代田区、港区等)の児童・生徒の参加についても容認する。) | 文京こどもステーションは、文京区を中心に地域に住む市民のためのコミュニティの学校として位置づけられる。内容的には、地域の国公立の空き教室を活用した上で、既存の教育内容を越えた、しかし、現在の社会において真に要求されるカリキュラムを開発・実施・運営することを目的とする。主なカリキュラムの内容は、「国際的視野で多文化理解の人財開発、市民性をもった自律・自立した人財、情報に対する判断力のある人財、市場経済に対する理解のある人財を教育することにある。運営主体は、NPO法人文京教育トラストが行う。 |

| | | | | | |
|----|-------|-----------------------|--------------------------------------|-------------------|---|
| 16 | 民間企業等 | 特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会 | NPO法人が運営する自然科学体験教育に重点をおく公設民営型小中学校の設置 | 東京都調布市 | 公設民営型の学校として、学校施設は空き校舎又は空き教室またはそれに準ずる施設を活用、NPO法人全国教育ボランティアの会の培ってきたノウハウと人材を活用する他、科学的体験指導にたけた教員を採用して運営する。授業料は無償とするが、科学体験学習を行うにあたっての消耗材料費などの費用の徴収を視野に入れている。小人数、小規模の学校としてスタートし、実績を上げつつ地域の期待に応えられる規模としていく予定。 |
| 17 | 民間企業等 | NPO法人湘南に新しい公立学校を創り出す会 | 独立行政法人立小・中・高等 実験学校特区 | 神奈川県湘南地域(具体的には未定) | 公立学校の改革や学校教育における多様な選択肢を求める声が強くあがりつつある湘南に、特別な目的やニーズに応える、もしくは地域の公立学校の諸問題の解決や改善に資するための研究開発を目的で、独自の教育内容と運営形態に基づいた小・中・高等学校を、民間から起用した新しい学校創りのアイデアを持った人間を理事長(校長)とした地方独立行政法人立で実験的に設置し、その校長のリーダーシップの元でやる気と情熱に溢れた公立学校の教員を中心とした教職員が教育にあたる。そんな学校を創りたい。 |
| 18 | 民間企業等 | 横浜にシュタイナー学園をつくる会 | NPO立学校及び特区私立学校特区 | 横浜市内 | 1、NPO立学校の条件の「不登校児等」の「等」の範囲を広くして、「特別なニーズ」ということばを基本方針の中に入れて欲しい。また、特別なニーズに応える、もしくは地域の学校の諸問題の解決や改善に資するための研究開発を目的とした小中高等学校を、不登校に限らない子どもへの教育実績のあるNPO法人が設置することを認めて欲しい。2、文部科学省の定める教員免許がなくても、海外等でシュタイナー教員養成を受け、その教員資格を有するものは、学校限定で教員資格を与えて欲しい。免許授与は、都道府県でなく市区町村に移譲して欲しい。 |
| 19 | 民間企業等 | 特定非営利法人 楠の木学園 | NPOによる学校設置の特区 | 神奈川県 | NPO立学校は、現在の学校教育では対応できない子ども・若者達に、かれら一人ひとりの特別なニーズに応じた教育をおこなうことができる。その教育活動の中で、若者は自信をつけ、将来への希望が生まれる。そして、彼らの社会参加の意欲は高まり、経済は活性化する。しかしNPO立学校が設置されても、それを支える経済的基盤が確固としていなければ、十分に機能することは難しい。学校法人と同様の財政補助をNPO立学校にもおこなうべきである。 |
| 20 | 民間企業等 | 株式会社 学育舎 | 不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校 | 長野県 | 株式会社による中退・不登校・引きこもり状態にある生徒を対象とした、長野県の特徴を生かした新しいタイプの通信制高等学校を設置し、職業観育成指導に基づくキャリアカウンセリング、メンタリング的要素を取り入れたカウンセリング等の充実をはかる。学習指導要領の弾力化、体験学習などを導入することで、生徒の気づき、自己発見を促し社会性、自主性を育成する。 |
| 21 | 民間企業等 | 長野チャーター・スクール研究会 | 長野子どもの村中・高一貫校特区 | 長野市 | 長野チャーター・スクール研究会は長野県を共同提案者として第2次提案を行った。目下、「特区学校法人」として「ながの子どもの村小学校」を申請中である。来年4月の開校をめざして準備中であるが、平成18年には、この小学校の卒業生を受け入れる「長野子どもの村中・校一貫校」を開校し、個性化教育をめざす一貫した学校体系を作る。 |
| 22 | 民間企業等 | 株式会社 中部教育センター | 高校一年修了時点からの大学入学 | 愛知県 | 義務教育終了後一年経過した高校学習内容履修テスト合格者に大学入試資格認定を与える。算数・数学・理科の特別優秀児頻出・育成の実践を通し、優れた才能の進歩の速さを実感し、それらの才能が研究、発明、社会貢献へと世に寄与するために暗記中心の大学受験生活を早めに切り上げさせたい。学習指導要領が最低基準として位置づけられ、基礎、発展の分化が認められて来、学力が2極化してきている。15歳のオリンピック優勝者ができるように“学びの世界”でも“頭脳の若さ”を武器にした社会貢献が可能です。 |
| 23 | 民間企業等 | ケイエスケイ進学塾株式会社 | 亀山土曜学校 | 三重県亀山市 | 土曜日の学校施設等を民間教育事業者が使用することとし、地域の勉強意欲のある生徒を学校で、学習指導要領を越えた範囲まで勉強させる。学校教育法第5条の特例措置を高く、さらに、この事業を安定的に継続させるため、土曜教育パウチャー制度を導入し、学校教職員が5日制で不要となった土曜給与分等を、これにあてていく。 |

| | | | | | |
|----|-------|---|----------------------------------|---|---|
| 24 | 民間企業等 | ケイエスケイ進学塾株式会社 | 三重県ジュニアリーダー研修会 | 三重県 | 土曜日の学校施設等を民間教育事業者が使用することとし、地域の勉強意欲のある生徒を通学区を取り払った学校で、学習指導要領にとらわれない勉強をさせる。学校教育法第5条の特例措置を高め、さらに、この事業を安定的に継続させるため、土曜教育パウチャー制度を導入し、学校教職員が5日制で不要となった土曜給与分等を、これにあてていく。 |
| 25 | 民間企業等 | もう一つの学校を作る会 | 京都府公設民営学校特区 | 京都府京都市 | 文化首都京都という特性を生かし、人との触れ合い中心にしたコミュニケーション教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「授業料の徴収及び私学助成の対象の拡大」などの規制の特例を導入することにより、コミュニケーション力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。 |
| 26 | 民間企業等 | (株)成基学園、(株)ゴールフリー、(株)教育振興社、(株)キッズランド、NPO法人京都教育文化研究所 | 教育改革特区 | 京都市 (株)成基学園の校舎を利用して学校事業を実施していきたい。(具体的な住所)〒612-0074 京都市伏見区桃山井伊掃部西町5-2(名称)成基学園 知求館ギャラリー | 創業40年を超え、進学塾として地域に根ざしている「成基学園」を核とした成基コミュニティグループが株式会社として学校を設立することによって、今までの公立、私立学校以外の新しい教育の選択肢を作り、新しい競争原理を持ち込むことによって、社会に対して、よりよい教育サービスを提供するきっかけ、仕組みを作る。「次世代リーダーの育成」をコンセプトに、理系に特化した教育、もしくは英語とアントレプレナーシップの養成を目的とした教育を行う。 |
| 27 | 民間企業等 | NPO法人大阪に新しい学校を創る会 | みのおパイロットスクール特区 | 箕面市全域 | 21世紀の教育には、自立して生きる力を培う教育が求められているが、一方で不登校や学習不振といった焦眉の問題の解決も求められている。そのためには、もっと小規模で子ども一人ひとりの教育ニーズに対応できる柔軟な学校システムと教育方法が必要である。本構想では、そのような教育を先導的に研究・実践する実験学校を箕面市内に設立しようというものである。本構想の実施により、箕面市の教育研究環境の向上に資するばかりでなく、不登校や学習不振などの問題を抱える児童生徒の学習意欲や学力が飛躍的に向上する効果がある。 |
| 28 | 民間企業等 | 株式会社NOVA | 教育振興特区 | 近畿2府4県 | 従来の、学内での科目選択を進展させ、児童・生徒・学生が、民間事業者のスクールで提供されている教育分野サービス(外国語会話、パソコンなど)の中からも履修したい科目を選択し、履修できるようにします。履修をした科目については、授業時数(単位・出席)として認定し、小学校から大学までの授業時数を対象とします。 |
| 29 | 民間企業等 | 大阪チャータースクール研究会 | 幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区 | 大阪市 | 地域の特性を生かし、「子育て支援付き12年間一貫タイムリーカリキュラムスクール」を実施するために、「非営利民間教育事業者を学校設置及び経営に参入できる学校設置主体の緩和」、「学校設置者以外の学校管理・運営、公設民営方式の容認」、「公設民営方式による学校における一部授業料の徴収」、「公設民営方式による学校への府費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、地域がめざす子ども像、日本発の国際人などの育成を推進する。 |
| 30 | 民間企業等 | 大阪吹田チャータースクール研究会 | 幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区 | 大阪府吹田市 | 地域の特性を生かし、「子育て支援付き12年間一貫タイムリーカリキュラムスクール」を実施するために、「非営利民間教育事業者を学校設置及び経営に参入できる学校設置主体の緩和」、「学校設置者以外の学校管理・運営、公設民営方式の容認」、「公設民営方式による学校における一部授業料の徴収」、「公設民営方式による学校への府費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、地域がめざす子ども像、日本発の国際人などの育成を推進する。 |
| 31 | 民間企業等 | 藤原学園実験教育研究所 | 理科実験教育教育に重点をおく株式会社立小中学校の設置 | 大阪府大阪市 | 学校施設は空き校舎又は空き教室またはそれに準ずる施設を活用、永年にわたって培われた理科実験観察を通じた教育ノウハウをもとに、科学的体験指導にたけた教員を採用して運営する。授業料は無償とするが、科学体験学習を行うにあたっての消耗材料費などの費用の徴収を視野に入れている。 小人数、小規模の学校としてスタートし、実績を上げつつ地域の期待に応えられる規模としていく予定。 |

| | | | | | |
|----|-------|-----------------|---------------------------------|---|--|
| 32 | 民間企業等 | 社会福祉法人 野花会 | 不登校児受け入れに適した小規模中学校への社会福祉法人の参入 | 兵庫県神戸市北区 | 建設予定地は神戸の北に位置し、自然が多くのこり、かつ都市に近い。生活・生産を取り入れた一人ひとりの子供に適した魅力あるプログラムを用意すると共に、地域と家庭が学校とつながりを強め、大人の生き方も含めた新しい教育圏(村)を創造する。新しいタイプの学校で、できる限り小規模とし、共同体形成の核となる。設置主体は児童福祉事業に永年取り組み、かつ小回りの効く社会福祉法人がおこなう。 |
| 33 | 民間企業等 | 神戸チャーター・スクール研究会 | 神戸バイリンガル・スクール特区 | 尼崎市 | 国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「公設民営学校への県費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。 |
| 34 | 民間企業等 | 株式会社朝日学園 | 御津町教育特区 | 岡山県御津町の全域 | 岡山県御津町は、学校設置会社(株式会社朝日学園)による私立中学校を廃校跡地に誘致し、公立校との共存の中での教育的刺激、住民の選択肢の多様化や廃校の活用をし、併せて過疎に悩む地域の振興や活性化に繋げようとしている。ところが、適正化法では学校法人等への公立学校施設の無償貸与は認めているが、学校設置会社等に対しては規定がない。そこで学校設置会社等に対しても学校法人等と同じく対象として追加していただきたい。また学校設置会社等による学校にも私学助成をすることで保護者負担の増大を防ぐようにしていただきたい。 |
| 35 | 民間企業等 | 英進館株式会社 | 教育特区「小・中学生対象のスーパーサイエンス教育コース」の設置 | 福岡市内に居住する公立又は私立の小・中学校に在籍する生徒並びに福岡市内に設置された私立小・中学校に在籍する福岡市外から通学する生徒を対象。 | 対象...福岡市内に居住する公立又は私立学校に在籍する小学3年生から中学3年生の生徒並びに福岡市内に設置された私立小・中学校に在籍し福岡市外から通学する小学3年生から中学3年生。 クラスの設置...受講希望者全員に、ある一定期間の導入基礎授業を実施した後、選抜試験を行い、1クラス30~40人(低学年30人、高学年40人)のクラスを、各コース2クラス設置。 指導内容 ・学習指導要領に捉われない、系統だった高度な内容の独自カリキュラムで指導し、中学受験や高校受験を目的とした指導は行わない。 ・独自カリキュラムの中には、この30数年間で大巾に削られた高校以降の発展的学習や研究に不可欠な内容や単元も復活し、指導する。 ・指導時間は、土曜コース、日曜コース、夜間コースの3種類を設け、各コース共小学生7時間(算3、理2、英2)、中学生8時間(数3、理2、英3)とする。(学校教育との併用のため3種類のうち1コースしか受講できない。) 校舎...既存の都心部(福岡市)の遊休的公立小学校、中学校の校舎の一部を使用。 授業料等...受益者負担とし、できるだけ経費を削減し、すべてを授業料や寄附で賄うものとし、行政に財政的負担をかけない。(月謝:15,000~20,000円) 教職員...英進館の教師が主体的に指導にあたるが、福岡市及び近郊の小・中学校教師の有志にも呼びかけ、希望者から選抜、トップクラスによる指導を行う。 教育成果の客観的評価を定期的に行う。 |
| 36 | 民間企業等 | 福岡チャーター・スクール研究会 | 福岡個性化教育学校特区 | 福岡県 | 学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。 |
| 37 | 民間企業等 | デジタルハリウッド株式会社 | 社会人再教育特区構想(株式会社における専門職大学院設立) | 千代田区、大阪市、福岡市 | 地域自治体との連携により社会人再教育特区を実施する。株式会社による専門職大学院を設立・運営することで、高度教育の投下、および地域産業との共同により、地域活性化を図る。 |

| | | | | | |
|----|-----|----|-----------|-----|---|
| 38 | 個人等 | 個人 | 学校評議員制度特区 | 千葉県 | <p>この特区提案は学校評議員に関するものである。</p> <p>経済的に私立学校を選択できない状況にある、一般市民に多様な教育を選ぶ事を可能にするために既存の学校評議員制度の在り方を見直す必要がある。</p> <p>現行の学校評議員制度では、公教育にこれを受ける側(市民)の要望を明確に伝え実現していくには、あまりにも不十分であるため、特区提案する。教育に関心のある者は、校長の推薦なしに学校評議員になることができる。また、校長の求めに関わらず、学校運営に関し意見を述べることができ、これらの意見に対し学校又は学校設置者である地方自治体及びその首長は出来る限りこれらの要望を満たす方向で対応しなければならない。公教育とは公のためのものであり、多様な公教育を実現し、経済的な理由なしに選択できる自由を保証することは重要である。</p> |
|----|-----|----|-----------|-----|---|

| 医療分野[12構想] | | | | | |
|------------|-------|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--|
| 1 | 民間企業等 | 東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野 | PET集積特区 | 東京都文京区 | 本特区は高次医療機関が隣接する地域であり、サイクロトロン、FDG製剤装置の共同利用により、PET診断を低コストで普及することができる。具体的には、共同製剤施設と共同診断センターを設け、診療用放射性同位元素を共同管理し、共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給し、その使用を可能にする。その結果、患者は廉価に、PET診断を受けることができる。 |
| 2 | 民間企業等 | 東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野 | 歯科医師過剰解消特区 | 東京都文京区 | 本特区は歯育・医育機関、高度の医療機関が隣接し、卓越した歯医学教育・研究・診療が行われる地にあり、歯科医師が患者の全身管理および麻酔の修練を積むのに好都合である。一定の修練を積んだ歯科医師が医科の手術における麻酔を行いうよう、医師の業務独占を一部緩和することは、全国的な麻酔医の不足解消および歯科医師の過剰解消に資するものである。 |
| 3 | 民間企業等 | 東京大学国際・産学協同研究センター | 医療画像無線伝送電波特区 | 東京都23区(文京区周辺中心・東京大学附属病院を中心約半径5km) | この地域は高度医療機関集中地区かつ高齢人口大であり、この地区でユビキタス動画像高速伝送(無線伝送主)のために電波規制の特例を導入することにより、医療行為の効果的支援を実現する。動画像送受信システムの開発、東京大学国際・産学協同研究センター、体制が整い次第 訪問看護事業者における遠隔診断・治療支援、東京大学国際・産学協同研究センター、医学部附属病院、平成16年10月開始期待される経済活性化効果 動画像送受信システム開発・販売に伴う情報産業の活性化(約300億円市場) (参考) 救急車両:動画像送受 |
| 4 | 民間企業等 | 東京大学医学部附属病院 | 健康づくり特区 | 東京都文京区内に所在する特定機能病院 | 「健康づくり特区」では、高度化、多様化する健康や医療のニーズに対応するため、東京大学医学部附属病院が主体となって新しい診療技術、医薬品、医療材料の安全性・有効性を評価し、積極的に臨床応用する。また患者の医療サービスに関する要望や利便性を考慮し、病院内における健康・医療関連産業の集積、進展に寄与することを目的としている。 最も重要なことは、患者が多様な選択肢の中からサービスを選択できるということであり、これを妨げている現行法の規制について、本提案では3点の規制の特例を求めている。 |
| 5 | 民間企業等 | NPOセントジョンアンピュランスジャパン協会 | 市民による京都救急救命特区 | 京都府内全域 | 国際観光都市である京都府において、観光客ならびに府民の安全を守る上で救急救命率を向上させることは重要なことである。救命率を向上させるために 正しい救急救命法(除細動を含む)の普及を促進させ、十分な技術を持つ者には自治体が免許を与える。突然死の発生率が高いと考えられる公共の場所には除細動器を設置し、その場所には免許を持った者(正しく診断し、除細動器を使用できる者)を養成、配備する。法的に救助者の免責を保障する社会環境を整備する必要がある。 |
| 6 | 民間企業等 | 財団法人成研会附属 汐の宮温泉病院 | 食品添加物より成る新型殺菌消毒液の使用特区 | 財団法人成研会附属 汐の宮温泉病院内 | 8年前の堺市のO-157事件も曖昧なまま、今回の新型肺炎の問題は、患者の悲劇のみならず、世界で3兆8千億円の経済損失との試算だ。対応策としてマスクが飛ぶように売られているが無効との指摘がある。殺菌消毒も主流が70%アルコールだが揮散が早く(作用時間は短い。細菌類の1/3を占める芽胞には無効だ。病院での殺菌消毒の主流は「ヒビデン」消毒液であるがこれも芽胞、結核菌や真菌には無効だ。俗称炭疽菌殺し・殺菌消毒液を発明し世界12ヶ国で特許を得た。これは、上記消毒液に無効の菌にも効果があり、毒性は、ヒビデンの1/10だ |
| 7 | 民間企業等 | 財団法人成研会 | 温泉療養特区 | 財団法人 成研会 汐の宮温泉病院(及び、温泉療養指定病院) | 温泉療養特区に於いては、温泉療養を治療、療養、リハビリテーションと位置づけ、温泉療養指定病院にて、まず温泉療法指定医が診察し温泉療法の指示箋を発行し、それを基に全国の温泉保養地などで、温泉療法をうけることにより、温泉の身体的、精神的療養効果を広く国民に普及浸透させることにより、国民の心身の健康増進及び医療費削減については、自殺の予防や温泉を利用した地域活性化等に奏効すると考えるものである。 |
| 8 | 民間企業等 | 財団法人成研会附属 汐の宮温泉病院、医療法人ハタクリニッ | ラクトバチラス カゼイ ハタ株の利用 その免疫効果と治療効果 | 財団法人 成研会附属 汐の宮温泉病院内、医療法人 ハタクリニッ内 | 世界18カ国で特許を有する「ラクトバチラス カゼイ ハタ株(ハタ乳酸菌)は、98年F.D.Aで安全性が認可され、99年食品添加物としても承認された。従来にはない13つの作用を有して腸内を強力に浄化し、それは全身に波及して健康長寿を実現します。ビヒズ菌等、善玉菌の圧倒的優勢の腸内にする。腸内で産生する腐敗有毒物質を分解除去する。病原菌を排除し、その毒性を弱める。今後の高齢化社会で重要視される「予防医学」を先取りし、感染症、成人病の治療にも通じる ハタ乳酸菌は肥大化する医療費の抑制にも貢献するものと期待される。 |

| | | | | | |
|----|-------|-------------|--|---------------------------------|---|
| 9 | 民間企業等 | 財団法人 正光会 | 総合精神医療・保健・ 福祉特区計画 | 愛媛県宇和島圏域及 び今治圏域 | 正光会3地区病院は、創設当初より社会復帰諸活動を展開してきているが必ずしも目標にはまだ距離がある。その地域精神保健福祉活動を展開する上で、宇和島圏及び今治圏において入院中心医療から在宅医療・地域保健福祉に移行させるためには病院診療所・福祉施設のあり方等、再編成し直す必要がある。しかし、そのために様々な障壁となる規制がある。これを総合精神医療・保健・福祉特区計画として規制緩和地域を設け地域ぐるみの障害者医療・保健・福祉計画の拠点モデルを構築する。 |
| 10 | 個人等 | 個人 | 本当に良い入れ歯を1 人でも多くの人に提供 できる環境づくり計画 | 大阪府内 | 自由診療のもとで患者さんにとって最高の入れ歯づくりを行うには、入れ歯の作り手である歯科技工士が歯科技工所において直接患者さんと接して、口腔内を観察し、型を採り、かみ合わせの計測をとるのが最も理想的です。ごく単純に考えても、実際に入れ歯をつくる者が、口の中を見ながらじっくりと手間と時間をかけて患者さんとともに作るほうが、よりピッタリとした入れ歯ができます。治療は歯科医師が行い、入れ歯や差し歯等は歯科技工士にまかせたほうがうまくいきます。患者さんも良い歯科技工物を選択できます。 |
| 11 | 個人等 | 個人(2名) | 除細動推進特区 | 兵庫県姫路市、相生 市、川西市、宝塚市 | ・心臓突然死を引き起こす心室細動からの救命率改善のために、海外で推奨されている非医師を動員した早期除細動の普及事業を行う。・救命活動に熱心な4市において、医師法違反とならないことを条件に、自動体外式除細動器の使用法を含めた一定の講習を受けた非医師(救急隊員を初め、希望する一般市民誰でも)による除細動を推進する。・自動体外式除細動器の購入希望者に加え、自治体や財団、その他支援団体の協力を得て、集会場やスポーツ施設、学校、駅等への配備を進め、さらに消防自衛団やパトカーへの機器配備を促進する。 |
| 12 | 個人等 | 個人 | 在日ブラジル人医療特 区 | 多くの在住ブラジル 人が住むエリアの大 学付属病院 | 地域特性:多くのブラジル人が在住するエリア。意義:在住日系人の中には医師、講師、大学教授等、高等教育を受け、又実力ある人が多くいますが、その多くの方は単純労働者として働いており、人的資源が上手く活用されていません。多くの在住ブラジル人労働者の医療も、言葉や文化などの違いで医師とのコミュニケーションが取れていないのが現状です。このミスマッチを解決す事で経済的にも、又、多くのトラブルも解決できると思います。目標:在住ブラジル人に対する医療についてブラジル国医師免許取得者が日本の大学付属病院に置いて日本人医師の管理のもと医療行為ができるシステム。 |

| その他 | | | | | |
|-----|-------|------------------------------|---|--|---|
| 1 | 民間企業等 | 株式会社 ピンチェン ジ | PLC特区による省電力 及び情報化対応を促 す施策 | 東京電力等の省電力 を計らなくてはなら ない地域でしかも独 立性の高い規模の小 さな地域 | この特区には色々な条件を考えられるが、当面は今電力危機に見舞われている東京電力の担当区域で、独立性が高く、他への影響が少ない地域を実証実験フィールドとする。パワーラインの高速情報ネットワーク化は、次なる大規模発電によらない地域独立型の多様な発電システム体制作りにも大きな意味を持っている。自然エネルギー利用の省エネ発電複合供給体制では消費パターン解析やその制御は必定のものとなる。そうした多様で細やかな制御とエコロジカルな指向を持つシステムへの乗り替えは、速ければ早いほど世界市場をモノにできる。 |
| 2 | 民間企業等 | ワイズテック 株式会社 特区推進 室 | 米子市及び皆生温泉 観光振興特区 | 鳥取県米子市 | 1. 風営法23条で禁止されている遊技球と特定商品を交換できる唯一の施設にしたい。2. 遊技球と地域通貨若しくは地域振興券又は会員組合制による限定商品券と交換したい。3. 風営法の8号営業での賞品上限が、現在800円であるものを、7号営業の賞品上限の1万円と同等に認めていただきたい。 |
| 3 | 個人等 | 個人 | 沖縄観光控除特区 | 沖縄県全域 | 沖縄観光の課題の一つに安定した観光客の入域があげられる。しかし、日本の安全保障のため、広大な米軍基地が存在する本県にとって、海外でのテロや紛争に影響されやすい環境におかれている。また、カジノや観光宝くじによって、観光客の増加を図ろうとする構想もあるが、観光客からギャンブル的な要素でお金を取るのではなく、逆に、来県することで、その旅行費用を控除額に上乘せし、還元しようとするのが本構想である。国の安全保障を担う本県に来県する観光客のリスク負担への旅行費用の還元であり、本県への安保リスク負担に対する特例である。 |
| 4 | 個人等 | 日本龍馬 会、個人(3 名) | 平成維新ベンチャー観 光特区 | 千葉県富津市(第 一海堡) | 日本経済の建て直しを図るべく、実践を最重視した未来青年リーダーの育成を行なう。各分野にわたる社会リーダーを目指す青少年と、彼らへの指導育成に尽力していただける企業・団体・個人を募る。趣旨貫徹の精神的シンボルとして東京湾口(富津市第一海堡)に坂本龍馬像を建立し、広く日本全国に活動の輪を広め、像を中心とする富津岬地域一帯に関連施設の建設を行なう。同時に幕末の志士達とその時代をテーマとした観光開発を多岐に行い地域活性化に寄与する。 |
| 5 | 民間企業等 | 株式会社ベ ネフィット・ ワン | リゾートマンションリバ イバルプラン～福利厚 生利用による地域経 済活性化～ | 静岡県熱海市・伊東 市、新潟県湯沢町・ 塩沢町、神奈川県箱 根町、長野県軽井沢 町、群馬県吾妻郡、 栃木県那須郡、山梨 県富士吉田市・南都 留郡、千葉県鴨川 市・勝浦市・夷隅郡、 和歌山県西牟婁郡、 滋賀県滋賀郡 | 福利厚生を目的としてリゾートマンションを利用する場合は旅館業法の適用除外とする。現状、法人及び福利厚生代行会社がリゾートマンションを利用する場合は旅館業営業許可を取得しなければならないが、その取得には旅館業法・建築基準法・消防法等の諸々の基準を満たさなければならず、事実上、旅館業の営業許可取得は困難である。この規制緩和を実現し利用者(観光客)を呼び込むことで地域経済の活性化に繋げる。 |
| 6 | 民間企業等 | 有限会社 ホームドク タージャン ケン | 建設、保守工事に関わ る 工事競走参加資格 制度の1元化 | 北九州市国際物流特 区 | 行政単位で規定されている入札資格制度を1元可する事により、経費時間の節減と共に自由競走の活発化による工事費の節減につながります。 |
| 7 | 民間企業等 | 社団法人 日本演劇 興行協会 | 演劇振興特区(子役出 演時間延長) | 東京23区、横浜市、 名古屋市、京都市、 大阪市、福岡市、札 幌市 | 現行労働基準法では、子役が午後8時までしか出演できないので、子役の出演する演劇は、午後5時前後の早い開演時間を設定せざるを得ない。そのために、一般の勤労者の終業後の観劇を妨げ、子役必要演目の敬遠、志ある子役の出演機会の減少という、演劇文化の享受、提供、参加のいずれの面からも不利益な事態となっている。これを現代の生活スタイルから酷使とは思われない午後10時にすることを、本来全国的に認めるべきだが、古典を継承し、新作を上演していくべき、各都市の中心劇場では、一刻も早い、この不利益の解消が望まれる。 |

| | | | | | |
|----|-------|-----------------------------------|------------------|---|--|
| 8 | 民間企業等 | 東急ホーム株式会社 | 性能表示住宅への建て替え推進特区 | 東京都世田谷区、渋谷区、品川区、目黒区、大田区、神奈川県川崎市、横浜市 | 容積率と高さ、採光計算に関する規制の緩和により性能表示住宅への建て替えを促進し、災害に強い市街地を目指す特区を提案する。重要な点は、規制緩和の代替措置として建て替え住宅には性能表示制度による性能評価を受けることを義務づけることである。これにより、良質な住宅ストックの形成が実現する。建て替えの促進は、地域に災害に強い良質な住環境をもたらすだけでなく、供給側には建て替えの新たなマーケットが生まれることから、経済的にも大きな効果が期待できる。 |
| 9 | 民間企業等 | 株式会社三井住友銀行 | コミットメントライン特区 | 大阪府全域 | 特区内において、経済的弱者保護を強化しつつ、大・中堅企業(株式会社)のみならず、中小株式会社または株式会社以外の法人(有限会社、相互会社、医療法人、学校法人、その他公益法人等)等、実際に資金ニーズがある先に対して、コミットメントラインという便宜性・透明性の高い資金手段を広く提供する。具体的には、コミットメントラインの現行規制に欠けているコミットメントフィー上限規定及び適格貸主基準を導入し、同時に、現行規制の適格借主基準を撤廃または大幅に緩和する特例措置である。 |
| 10 | 民間企業等 | 日本ポテトチップ協会、山芳製菓株式会社【日本ポテトチップ協会所属】 | 加工用馬鈴薯の輸入解禁 | 神奈川県、兵庫県 | 日本では年間に約4,000千tの馬鈴薯が消費されています。その内、日本(主に北海道)の馬鈴薯の収穫量は、2,959千t(平成13年データ)であります。その用途は次の通りである。・青果用25%・加工食品用36%・でん粉原料用29%・種子用5%・その他5%。我々は、加工食品用馬鈴薯を使用し、ポテトチップスを製造・販売している。年間を通じ、3月～6月の時期の馬鈴薯は品質が悪く、良品の商品を供給することができないのが現状です。通常、海外からの輸入馬鈴薯を使用したいのではなく、品質の悪い3月～6月の時期に限定し、加工食品用馬鈴薯を海外から輸入し使用したい。 |
| 11 | 個人等 | 個人 | 環境革命企業経営体制強化 | 北海道全域に及ぶ | 本特区構想は、広大な土地面積を誇る北海道の特性を考慮し、従来に勝る生産性向上のための戦略的手法を早急に実現することを狙いとする。具体的には、1)配分率なしの手法に基づく新PF方式(英国方式)の実施、2)危機管理体制強化策として、緊急事態発生時に迅速に対処しうる新規情報通信システムの研究開発を行なうための「IT革命グローバルジャパン21」の実現、3)環境の体制基盤を構築する上での経営管理にITを導入した「環境経営管理システム」の導入を図るものである。 |
| 12 | 個人等 | 個人 | 玄界灘海上運送特区 | 佐賀県北部玄界灘に浮かぶ七つの島(高島・神集島・小川島・加唐島・馬渡島・向島)への運航 | 離島航路は、安全性・利便性・迅速性のすべてが必要ですが、すべてを満たすためにそれらのどれかが欠如する場合もあります。不定期航路事業は、定期航路事業の補完事業でありますから、この特区構想の実現で双方の事業推進により競合することなく島在住民、島への来島者等が臨機応変に往来できるようになることを願っております。 |
| 13 | 民間企業等 | 株式会社エフエムおひる(50020) | 十勝広域コミュニティ放送特区 | 十勝地域 | 広大な面積を有し広域的なコミュニティが形成されている十勝において、コミュニティ放送の全国一律の空中線電力(出力20W)などの規制の特例を導入することにより、地域特性に合致した出力による放送を行う。十勝地域の経済、産業、文化、教育、福祉などの振興や災害緊急時の住民安全確保に向けた情報伝達においても同放送を活用し、地域の活性化と安全化を推進する。 |
| 14 | 民間企業等 | 里美村商工会 | 高齢者いきいき生活お手伝い特区 | 茨城県久慈郡里美村全域 | 高齢者の買い物、電化製品や家屋の修理等、病院への送迎等の日常生活の不便を解消し、住民が生き生きとした生活を送れるようお手伝いする事業を里美村商工会が実施する。特に、交通機関空白の過疎地域である里美村においては、交通手段を持たない高齢者の送迎のため、現在の規制の下では行えない自家用自動車による有償輸送を行うことに対し極めて高いニーズがあり、高齢者等がより生き生きとした日常生活を送れるよう、特例事業として、本商工会が自家用車による有償輸送を行おうとするものである。 |
| 15 | 民間企業等 | 株式会社ピンチェンジ | 土日クラブ | 京阪奈地区(京都、大阪、奈良) | 地域内の中堅企業による土・日の職場の解放を基礎にした新しい形の職業訓練の実行である。天職を得るための訓練や知識の習得は、産業越しの糧を作ることとなり、企業と地域に新しい息吹を与える。これまで労働法や労働関係法等の長年の運用で、企業活動も固定化、或は因習的に縛られ、自由闊達な生産活動が見え難くなっている。週休5日制の弱点について、新しい生産活動のあり方を追求できる土日クラブなる体制を地域ぐるみで作っていく。企業側には安い労働力の提供になり、労働者には自分を活かす職場への参加で、より意味ある職業へのチャンスを提供するものとなる。 |

| | | | | | |
|----|-------|--|--|--------------------------------------|--|
| 16 | 民間企業等 | 株式会社 キャリア工 学ラボ | 有料職業紹介事業に おける紹介範囲の規 制緩和 | 東京都 | 現在の有料職業紹介事業はその求人紹介先(求職者)の範囲を 限定することが出来ず、広く一般人を対象としている。この規制を 撤廃する事により、各教育機関が自講座の受講生だけに限定した 求人が可能となる。その結果、各教育機関が取得する求人企業名 が閲覧可能となり、教育機関のランキングや教育内容の質的向上 や教育事業への新規参入等、ビジネスチャンスの拡大が見込まれ る。 |
| 17 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガ ルマインド | 職業紹介等自由化特 区 | 東京都、大阪府 | 求職者からの職業紹介手数料徴収を自由化する。・対象職種 の限定を撤廃する。・手数料率は月収の額に応じて徴収し、上限は 月収の60%とする。 |
| 18 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガ ルマインド | 人材派遣・紹介規制緩和 特区 | なし(全区市町村で 可能) | 一般人材派遣業・紹介業を営むことの許可要件を緩和し、その数 を増やすことによって、人材流動・適材適所の促進、雇用の創出と 失業者の減少、さらには経済の活性化が促進されることを目指し ます。求職活動の機会を拡大するためには、人材派遣・紹介の業 務はできる限り自由に行われ、これに対する規制は必要最小限に 止められなければならないという考えに基づくものです。 |
| 19 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガ ルマインド | 士業派遣特区 | なし(全区市町村で 可能) | 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政 書士等、士業者の派遣労働を可能にすることで、中小企業等の業 務効率化と士業者の働く場の拡大を図ります。 |
| 20 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガ ルマインド | 景品付け放題特区 | なし(全区市町村で 可能) | 景品規制の緩和により自由な競争を促すことによって、経済の活 性化を図る。経済が活性化することにより、景気回復の助けとな る。 |
| 21 | 民間企業等 | 特別非営 利活動法 人 日本健 康カウンセ ラー協会 | 健康づくりと予防特区 | 東京都 | 国家資格の第一種第二種衛生管理者の健康づくりと予防の免許 と実務/ノウハウの醸成と構造改革特区の規制緩和と健康増進法 の施行とが両々相俟って、本提案が可能となったものである。 |
| 22 | 民間企業等 | 有限会社 三ヶ森タク シー | タクシー事業活性化特 区 | 北九州交通圏(北九 州市、中間市、遠賀 郡) | タクシーの運賃及び料金に関する規制を緩和することにより、多種 多様な運賃システム(定期券、フリーパス券等)や社会ニーズ・社 会潮流を反映した新たな移送サービス(会員制生活支援サービス 等)を導入し、新たなタクシーマーケットを開拓する。 |
| 23 | 民間企業等 | 財団法人 成研会 | 全国職業安定所(65才 以上死者扱い)障害者 共生100才元気ゆとり 労働就職指導特区 | 奈良県御所市大字船 路179、奈良県山辺 郡都祁村馬場318 | 公共職業安定所の職業斡旋は、64才迄である。65才以上の超高 齢者にはA.病気で入院B.寝たきりで処分かC.自殺(世界一)以外 には就労の途は閉ざされ、無収入で生き続けねばならない。別紙 の如く65才以上の超高齢者は18.5%を超え、100才の現役社長や 100才でエベレスト登山をされる時代には、65才以上の人々に心 のゆとりと生きがいになる職業訓練と斡旋を環境の良い先進国で 地球時代の発想で、社会的弱者や高齢者が共生し、国際的に中 嶋農法の如き高齢健康ミネラル農法を実行する特区の申請をしい たい。 |

| | | | | | |
|----|-------|--|--------------------------------|-----------------------|--|
| 24 | 個人等 | 個人 | 食品衛生法第19条に係る食品衛生管理者認定要件の緩和について | 食品衛生管理者資格認定要件に係る範囲内 | ア.高卒者等の食品衛生管理者の資格(講習)の基準拡大により、認定希望者の要望に応えられたい。イ.最も困難性の高い1か月の講習の大幅見直しによる短縮による受講認定希望者の門戸の拡大を心より祈念したい。高卒者の食品加工販売起業家の増加に寄与することを期待したい。 |
| 25 | 個人等 | 個人 | 夢ポイント情報基地 | 全国区 | 過疎化の進む町に情報技術の諸策を取り入れ、産業活性化を図ると共に、知的所有権をフルに活用し、ニュービジネスに特化した施策を強力に推進することによって、町の活性活路も開けると確信する。宝くじのハズレ券、公営遊技場の不的中券等のポイント化、景品表示法の改正(第3条)は構造改革特別区域法の目玉事業となると確信する。 |
| 26 | 民間企業等 | 株式会社 ピンチェンジ | ロボット特区 | 福岡市周辺を含む広域地区 | ロボットの世紀をこの国でいち早く実現する為に、ロボットが公開空間に出現させる為の手続きを作り、これをしている限りにおいて公開空間や公道に出すことが可能となる。即ちロボットの分類や機能付けによって「ロボットの戸籍」を作り、これに登録したロボットは人間と同様に色々な権利を分類・ジャンル・機能別ごとで得られるというものである。それはロボットの擬人化を最大限認めながらも一方で人間への影響を確認できるというシステムチックなものを指向する事となる。許認可する事項が大幅な自由度を守るという規制緩和の頂点を目指す。 |
| 27 | 個人等 | 個人 | 沖縄政治特区 | 沖縄県全域 | 沖縄県は琉球王国以来、米軍統治下での琉球政府など独自の歴史と文化の中で政治風土を培ってきた。その中で中央の政党の影響力下でない、地域政党も存在し、本土復帰運動など地域政治を牽引してきた。しかし、現行の政党助成法や政治資金規正法に定める政党の要件では、地域政党は一政治団体の扱いとなり、政党としての活動に大きな制限ある。憲法で定める言論と政治活動の自由を保障する上で、政党要件を緩和し、地域政党にも対等な権利を認め、県議会議員の選挙区に比例区を設け、地域政治の活発化と経済自立のための政策立案を図る契機とする。 |
| 28 | 民間企業等 | 竜ヶ崎市農業協同組合、ひたちの循環衛生事業協同組合、アサノ有会社、竜ヶ崎食肉事業協同組合、竜ヶ崎食肉センター)、横浜ミートセンター(株) | 循環型有機無農薬農業振興と世界への情報発信特区 | 竜ヶ崎市、稲敷郡、牛久市、新治郡、つくば市 | 高齢化・後継者不足・少子化と海外からの輸入増という二重の困難の為に遊休地や未利用農地が増加している。長命化やリストラによる退職者の増加により、中高年の失業者が増加し社会全体に暗い陰を落としている。一方、海外では失業と食糧不足で政情不安な国も多い。この特区地域は大消費地東京を狙った日本一の農業振興地域である。世界が求める循環型有機無農薬農業を開発することがつくばの頭脳と外国人の若いエネルギーを合体させることにより実現する。更に、を同時に解決する為に外国人在留資格の規制を一部緩和する。 |
| 29 | 民間企業等 | 株式会社 東京リーガルマインド | 保育サービス自由選択特区 | なし(全区市町村で可能) | 認可・認可外にとらわれない「子育て支援市場」を創設・発展させ、ニーズに即応した保育サービスの提供を可能とする特区である。男女共同参画社会の実現に向け、また少子化時代における子育て支援をより充実させ、とくに大都市圏において深刻化する待機児童及び潜在的待機児童(待機解消が望めないことから、入所自体をあきらめている児童)の解消を目的とする。 |
| 30 | 民間企業等 | 株式会社 ポピンズ コーポレーション | 保育特区 | 東京都 | 児童福祉施設最低基準の緩和(保育士配置基準)を行い、多様な経験を持つ中高年を子育てサポーターとして育成、保育所へ派遣する。同時に保育士の資格を有しないものでも、保育所と連携することを前提に、家庭的保育等事業を行うことができるものとする。 |

| | | | | | |
|----|-------|--|-------------------------------|---------------------------------|---|
| 31 | 民間企業等 | 株式会社 ゼクス コミュニティ | 特別養護老人ホーム の設置・運営法人の拡大 | 東京都 | 東京都等都市部において増大している特別養護老人ホーム入所待機者の早期入所のために、自治体か社会福祉法人にしか認められていない施設設置者の対象を株式会社まで広げ、民間の資金により(建設費の補助を受けずに)施設を建設し低額の公費負担で早期に多数の施設を建設・運営する事を目指す。 |
| 32 | 民間企業等 | 社会福祉 法人上伊 那福祉協 会 | 非塩素完オゾ推進特 区 | 長野県上伊那郡内 (4町、4村)伊那市、 駒ヶ根市 | 循環式浴槽における感染予防対策マニュアルによる規制を次の内容に提案します。浴槽水の喚水、清掃、消毒を週1回を6ヶ月に1回とする。但し、消毒は毎日。循環濾過器の逆洗、消毒を週1回を、逆洗毎日、消毒年2回に、浴槽水の消毒濃度を1日2時間以上0.2～0.4mg/lを毎日利用しない夜間に塩素を注入して消毒を実施する。なお、塩素は入浴前にオゾン処理により消滅する。水質検査を年2回を月2回とする。 |
| 33 | 民間企業等 | 特定非営 利活動法 人 コート ピア誠道 | 福祉コミュニティ特区 | 鳥取県境港市 | 自治体の福祉行政は複雑多岐にわたっており、一般財源で全てを賄うことは困難である。NPO等の活用により、行政の不足を埋める必要性が増大している。身体者障害者の輸送を福祉タクシーで直営したり、多額の補助金を出したり、タクシー利用券を発行したりしている。NPO等が行う移送サービスを総合的に運用することで国や県の負担、更にはボランティア団体等の育成・充実に大きく貢献すると確信する。 |
| 34 | 民間企業等 | 財団法人 広島市産 業振興セ ンター | 福祉機器開発・実証実 験特区 | 広島市域の一部 | 車椅子・電動車椅子の実証実験を行うことができる特別区域を設定し、区域内においては、車椅子技術開発研究会が車椅子・電動車椅子を歩道、横断歩道等で通行させることができることとする。 |
| 35 | 個人等 | 個人(6 名)、株式 会社とし けん(都市 環境文化 研究所)、 三菱電機 株式会社、 株式会社 国際電気 通信基礎 技術研究 所(ATR) | 介護老人保健施設の ためのIT活用モデル 特区 | 富山県内の介護老人 保健施設 | 富山県内の介護老人保健施設を情報ネットワークで結び、IT技術を用いて、老人が生き生き生活できる環境・サービスを提供する。具体的には、癒し系ロボットやバーチャルロボットによって心のケアを図ったり、バーチャルパチンコなどの娯楽や他の施設とネット上での「井戸端会議」など、高齢者がわくわくできる環境を提供する。特区としては、老健施設における職員の機能代替をロボットで行うことを主眼とする。IT技術の導入によって高齢者の向上心を高め、ひいては地域の活性化につなげていく。 |
| 36 | 個人等 | 個人 | 中学校区を基準とした 地域ケア | 富山市 | 冬季の積雪が介護の重い課題となる地域の特性から、子ども、高齢、障害という行政区分でなく、できるだけ小規模の地域割りでの介護態勢を構築する。その小規模地域を中学校区基準とし、義務教育現場における障害児の教育、地域生活を保障することで、地域住民に「校区基準の地域介護」の意識を根付かせる。幼保一元化による障害幼児の義務教育との連携、介護と医療の連携、バリアフリーの街づくりなどがきめ細かく、効率的に機能する地域ケアを実現するため、国、県から福祉、教育、医療、都市計画の財源と権限を富山市に委譲する。 |
| 37 | 民間企業等 | 株式会社 タイムラ イトコー ポレーシ ョン | 佐野内陸コンテナター ミナル特区 | 佐野市出流原町 | 東日本の高速道路の交差点である佐野市内陸コンテナターミナル特区(内陸港湾施設)を設置することにより貿易物流コストを劇的に削減し、北関東内陸工業地帯の活性化と京浜港・常陸那珂港等の重要港湾地域及び港頭地区の国際競争力を強化させる。そのために高速道路を活用した運行システムの導入(海上コンテナトレイン)及び税関を中心とした諸機関の規制緩和による特例事業を提案するものである。 |

| | | | | | |
|----|-------|------------|---------------|----------------------------|--|
| 38 | 民間企業等 | 東急不動産株式会社 | 土地区画整理事業促進特区 | 千葉市土気東地区の土地区画整理事業地域 8.5 ha | 最近のデフレ経済状況を受けて、換地処分前に保留地を購入する場合に、消費者が十分な融資を受けることができない状況が発生している。このため、土地区画整理事業が滞り、地域経済に悪影響を及ぼしている。この問題に対処するためには、法定工区を新たに設定し、換地処分を早める工夫をすることが有効な手段である。しかし、土地区画整理法に基づく不動産登記上の制約から、工区をまたがる飛び換地が事実上設定できないため、法定工区を設定することも有名無実化している。そこで、事業の円滑な推進を目的とした法定工区の設定が有効に機能するよう、土地区画整理法上の制度の一部緩和を要望する。 |
| 39 | 民間企業等 | 新市街商店街振興組合 | 中心商店街の活性化特区計画 | サンロード新市街のアーケードのエリア | 中心市街地商店街の活性化を目的として、全蓋アーケード内でのイベント事業の実施をスムーズにするために交通安全、防災上の観点について万全の対策を講じ、その上各商店街の責任において管理する事で道路使用許可を不要とする規制緩和。 |
| 40 | 個人等 | 個人(2名) | 事務手続きの幼保一元化 | | 幼稚園の就園事務手続きを保育担当窓口で可能にすることにより、幼稚園・保育園に関わらず就園事務手続きを保育担当窓口でできる体制を確立して、事務手続きの簡素化を図り、民間参入の促進を促し、経済の活性化を図る。 |
| 41 | 民間企業等 | 株式会社北澤商会 | 低公害車普及推進特区 | 長野県内 | 長野県においては、インフラ(充填スタンド等)・車両価格等の問題でなかなか進まない低公害車の普及。それらの問題もなく、CNG車にも負けないクリーンな排出ガス特性を持つLPG車を、低公害車として官・民含めて導入しやすくする為に、LPG車にかかるグリーン購入法・特定調達品目の判断基準の規制を撤廃し、それによりLPG車を中心とした低公害車の普及を計っていく。 |